

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成25年 4月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

奈良県知事 荒井 正吾

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称
奈良公園観光地域活性化総合特区

地域活性化総合特別区域指定申請書

◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

奈良公園観光地域活性化総合特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

奈良公園と一体となっている商業区域や奈良公園を基点とした周遊経路を含めた観光客が巡回する区域

具体的には、奈良市の区域のうち、法蓮町、多門町、川上町、東之阪町、北御門町、今在家町、手貝町、西包永町、東包永町、西笹鉾町、東笹鉾町、今小路町、芝辻町、中御門町、北川端町、北袋町、北魚屋東町、北魚屋西町、東新在家町、南法蓮町、後藤町、押小路町、川久保町、半田突抜町、西新在家町、西新在家号所町、北半田西町、南半田西町、半田横町、北半田中町、北半田東町、押上町、南半田東町、南半田中町、北小路町、菖蒲池町、坊屋敷町、宿院町、鍋屋町、油留木町、雑司町、水門町、登大路町、花芝町、東向北町、中筋町、大豆山突抜町、大豆山町、内侍原町、高天市町、阪新屋町、西御門町、高天町、油阪町、奥芝町、北市町、船橋町、畑中町、芝辻町1丁目、芝辻町3丁目、大宮町1丁目、油阪地方町、西之阪町、今辻子町、百万ヶ辻子町、漢国町、林小路町、小西町、東向中町、東向南町、橋本町、樽井町、元林院町、今御門町、池之町、春日野町、東寺林町、鶴福院町、勝南院町、不審ヶ辻子町、西林寺町、南市町、餅飯殿町、角振新屋町、角振町、椿井町、光明院町、下御門町、阿字万字町、東城戸町、西城戸町、北風呂町、南風呂町、馬場町、小川町、本子守町、上三条町、下三条町、北向町、奥子守町、寺町、柳町、三条町、三条本町、杉ヶ町、大森町、大安寺6丁目、南魚屋町、小太郎町、南新町、南袋町、南城戸町、陰陽町、高御門町、西新屋町、南中町、脇戸町、北室町、中新屋町、芝屋新町、芝突抜町、中院町、鶴町、毘沙門町、公納堂町、福智院町、高畑町、十輪院畑町、十輪院町、築地之内町、川之上町、薬師堂町、納院町、元興寺町、三棟町、花園町、鳴川町、東木辻町、西木辻町、南京終町、南京終町1丁目～7丁目、京終地方西側町、京終地方東側町、瓦堂町、北京終町、井上町、中辻町、肘塚町、川之上突抜南方町、川之上突抜北方町、西紀寺町、紀寺町、東紀寺町1丁目～3丁目、白毫寺町、誓多林町、生疏里町の区域

(別添5のとおり)

ii) i)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

特に設けない。

iii) 区域設定の根拠

都市公園奈良公園や周辺社寺、観光拠点への来訪者を考慮し、奈良公園周辺に着

地する地点から、目的地及び奈良公園周辺を周遊する経路を含むエリア
(=「奈良公園基本戦略」(平成24年2月奈良県策定)の対象エリア)

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及び目標を達成するために
取り組むべき政策課題

i) **総合特区により、実現を図る目標**

ア) **定性的な目標**

奈良公園には、豊かな自然資源や豊富な歴史・文化資源が多数存在する上、
これまでに公園として整備を進めてきた公園資源があり、これらを積極的に維持、
十分な利活用を進めているところである。

今回の特区指定を契機として、社寺や宿泊事業者など民間と更に連携を進め、
世界遺産にも登録され、日本の宝である奈良公園が「世界に誇れる公園」となる
ことを目指すものである。

具体的には、奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、十分に奈良
公園の魅力を発信させ、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思わせるよう工夫
するとともに、観光客の受け入れ環境を充実することにより、実際に奈良公園
の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整え、日本にとどまらず世界中か
らの観光客で賑わうなど「世界に誇れる公園」になることを目指すものである。

イ) **評価指標及び数値目標**

全体の取り組みに対しては以下の評価指標と数値目標を設定して実施する。

評価指標(1): 奈良市の観光入込客数の増加

数値目標(1): 奈良市の年間観光入込客数 1,314万人(H23年)
→1,842万人(H30年)

評価指標(2): 奈良市の宿泊者数の増加

数値目標(2): 奈良市の年間宿泊者数 136万人(H23年)
→196万人(H30年)

評価指標(3): 奈良市の観光消費額の増加

数値目標(3): 奈良市の年間観光消費額 1,172億円(H23年)
→1,655億円(H30年)

また、全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする
各事業に目標を設定する。

◆ 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など
自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施

○ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の
平均処理日数

・90日(H23年)→30日(H30年)

○ 奈良公園の園路における電線共同溝整備率

・ 0% (H23年) → 100% (H30年)

【参考】

奈良公園観光地域活性化総合特区内の整備率：75% (H23)

○ 奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合

・ 25% (H23年) → 10% (H30年)

◆ 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施

○ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数

・ 90日 (H23年) → 30日 (H30年)

◆ 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施

○ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数

・ 90日 (H23年) → 30日 (H30年)

◆ 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施

○ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数

・ 90日 (H23年) → 30日 (H30年)

○ 総合特区利子補給金制度を活用した宿泊施設の改修件数

・ 0件 (H23年) → 20件 (H30年)

◆ 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施

○ 奈良市への年間外国人観光客数

・ 17万人 (H23年) → 63万人 (H30年)

【参考】

奈良市への外国人観光客：44万人 (H19～23の平均)

○ 奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士

・ 0人 (H23年) → 100人 (H30年)

【その他、事業の進捗状況の評価指標】

目標のほか、下記の指標を参考としながら、事業の進捗状況を多面的に評価

★ 定量的な指標

若草山への入山者数、県庁屋上入場者数、
 奈良公園への観光客数、近鉄奈良駅の乗降者数、JR奈良駅の乗降者数、
 各種イベントの入場者数、
 宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合 など

★ 定性的な指標

奈良公園の満足度、奈良公園の周遊しやすさ、周遊バスの利便性、
 奈良公園に必要な施設のニーズ、旅館・ホテルの満足度
 奈良公園へのアクセス性、各種イベントの満足度 など

ウ) 数値目標の設定の考え方

近年で奈良市が最も賑わった平城遷都1300年祭時（H22）の賑わいを継続するため、平成22年の奈良市の観光入込客数及び宿泊者数を平成30年の数値目標に設定する。

また、奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、十分に奈良公園の魅力を発信させ、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思わせるよう工夫するとともに、観光客の受け入れ環境を充実することにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえ環境を整える。

以上のことから、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わうなど「世界に誇れる公園」になることを目指すものである。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

政策課題	目標達成に寄与する事業	数値目標 (1)	数値目標 (2)	数値目標 (3)
奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興	奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施	大	中	中
	史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施	大	中	中
	奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施	大	中	中
受入環境の充実による滞在型観光の推進	奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施	中	大	大
	奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施	中	大	大

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

奈良県は、地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るため、「経済の活性化」を3つの柱の1つとして掲げ、観光振興を重要な政策課題としており、奈良公園の魅力向上に努めているところである。

奈良県への観光客は約3,500万人/年で、奈良公園（奈良市）へは県全体の約1/3の約1,300万人/年の観光客が訪れており、奈良公園は奈良県の観光の中心的な役割を担っている。

しかしながら、奈良公園周辺への観光客は、ならシルクロード博覧会(S63)時に1,606万人/年、平城遷都1300年祭(H22)時に1,842万人/年と大きな盛り上がりを見せるものの、一時的なものに留まっている。

さらに、奈良公園周辺への観光客に対する宿泊者数の割合は約10.6%(H22)であり、全国平均の約15.4%を大きく下回っている状況である。

一方、奈良県の宿泊施設数は全国で43位、客室数は最下位となっており、宿泊者の受け皿が十分に確保されていないのも観光客の伸び悩みの要因の一つとして考えられる。

他都市と比較すると、奈良市への観光客数が1,842万人/年、宿泊者数が200万人/年であり、近隣の観光地である京都市の観光客数の約4,900万人/年、宿泊者数の約1,300万人/年を大きく下回っている状況。奈良市の宿泊者数の割合は約10%であり、京都市の約26%、同様の観光地である金沢市の約30%を大きく下回る低い水準である。奈良市と京都市の観光消費額を比較すると、宿泊客では約29,000円/人、日帰り客では約7,000円/人と、ほぼ同額であるが、奈良市は宿泊者数が少ないことから、宿泊客と日帰り客を合算した一人あたりの平均観光消費額は9,000円/人となり、京都市の13,000円/人を大きく下回っている状況。

このような状況を踏まえ、日本の宝であり、世界遺産にも登録されている奈良公園を「世界に誇れる公園」にしていくには、社寺や宿泊施設など民間と更に連携を深めたうえで、以下の2つの大きな政策課題に対応していただくことが必要であることから、今回、地域活性化総合特別区域の制度を活用させていただきたいと考える。

〈1. 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興〉

(解説)

奈良公園には、自然環境を構成する自然資源、歴史・文化的背景をもつ建造物、美術工芸品、遺構、行祭事等の歴史・文化資源、公園利用に資する公園資源など3つの資源が数多く存在している。これまでにも、これら資源の魅力向上に取り組んでいるものの、まだまだ数多くの課題がある。

自然資源では、天然記念物「奈良のシカ」の交通死亡事故が減らないことやナンキンハゼの侵入などによる特別天然記念物「春日山原始林」の荒廃が進んでいることなどが挙げられる。また、歴史・文化資源では、重要な文化財のほか、文化財的な価値が高いものも数多く存在し、保存・修復に努めているものの、十分に利活用できていないことや、伝統的行事の維持・継承もまだまだ不十分であることが挙げられる。

これまで、鋭意整備を進めてきた公園利用を高める公園資源では、シカの保護施設である鹿苑など施設の老朽化が進んでいることが課題となっている。

このような奈良公園の資源の維持・利活用による観光の振興が課題であり、これらが改善されれば、奈良公園の魅力の更なる向上になり、奈良公園の発信力を高めることになる。

◆ 対象とする政策分野：o) 観光

(2. 受入環境の充実による滞在型観光の推進)

(解説)

奈良公園周辺は文化財保護法や古都保存法などの厳しい法規制により、建築物の新築や改築に際して許認可に費用と手間がかかるため、宿泊施設の更新が進まない。また、宿泊客へのサービスが不十分であることや、外国人観光客を案内する通訳案内士が不足していることなど、おもてなしの低さが宿泊者数の伸び悩みを招いている。

このような受入環境の充実による滞在型観光の推進が課題であり、これらが改善されれば、観光客に満足してもらえることになり、奈良公園への誘客につながることになる。

◆ 対象とする政策分野：o) 観光

・ 政策課題間の関係性

更なる地域の活性化を図るため、奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興により、一人でも多くの観光客に訪れて頂けるよう奈良公園の魅力向上を図る。また、受入環境の充実による滞在型観光の推進により、一人でも多くの方に奈良公園で宿泊して頂けるよう魅力ある受け入れ環境の整備を図る。これらの2つの政策課題を解決することで観光入込客数や宿泊客数の改善が図れる。

イ) 解決策

政策課題に対する解決策として、提案する特例措置は政策課題ごとに以下に記載するが、このほか地域独自の取り組みは後述する ii) 地域の責任ある関与の概要に記載する。

〈1. 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興〉

(a) 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化

①春日山原始林の保全と林業の担い手育成

春日山原始林は特別天然記念物に指定されているものの、荒廃が進んでおり、これまでから定期的に植林をするなど対策を講じつつ、並行して、学術調査を行ってきた。

昨年度からは、春日山原始林保全計画検討委員会を立ち上げ、広く多方面の専門家の意見を聞き、短期的な対策と、抜本的な対策を並行して講じることとしており、対策を進めようとしている。

春日山原始林の荒廃は、植林をしても大きくなる前にシカが食べてしまうこと、生命力が強くシカが食べない外来種のナンキンハゼが侵入して区域一体に広がってしまったこと、荒廃に対する対策方法が特定出来なかったことに加え、エリアが広くこれまで手を入れることが出来なかったことなどが原因で、春日山原始林の自然循環を変えてしまったものである。

さらに、奈良公園では、他地域と異なり、奈良のシカは天然記念物であることから、駆除ができないことがハードルをさらに上げている。

このため、短期的な対策として、春日山原始林をナンキンハゼ、シカから守るため、早急に防鹿柵を設置したいと考えている。

さらに抜本的な対策には、森林保全の技術力の向上が必要となるが、県でも林業の担い手が不足しており、技術力の向上は急務となっている。春日山原始林が非常に広いエリアであることから、民間と連携することが不可欠となっている。

しかしながら、現状では、県や民間が短期的な対策、抜本的な対策を講じるにも文化財保護法第125条の現状変更許可に時間と手間がかかることがハードルとなっている。

②歴史的建造物の復元促進

春日大社、興福寺、東大寺の旧境内地は、史跡に指定されている。このエリアにおいて、往時を偲ばせる歴史的建造物の復元をすることは、奈良公園の魅力向上に大きく寄与するものであり、春日大社は能舞台などを、興福寺は中金堂などを、東大寺は東塔などをそれぞれ早急に復元することにより、観光資源として誘客したいと考えている。

これについても、文化財保護法第125条の現状変更許可に時間と手間がかかることが大きなハードルになっている。

③鹿苑などのインフラ整備の推進

奈良のシカの保護・育成や交通事故の手当の充実のため、老朽化したシ

力の保護施設である鹿苑の改修など奈良公園でのインフラの整備もスムーズに進めていきたいと考えているが、これも同様に、現状では、文化財保護法第125条の現状変更許可に時間と手間がかかることがハードルとなっている。

このように、文化財保護法は、事項の重要性の大小にかかわらず、国の一元化した事務処理を行っているため、時間と手間がかかってしまっているものである。

・①②③における奈良県の地域独自の研究の存在

奈良県は他の地域と異なり、奈良県には文化財の研究機関である「橿原考古学研究所」を組織として有しているほか、文化財に係る多方面の部門について調査・審議する「文化財保護審議会」も諮問機関として有していることから、充分文化財の価値の大きさを判断できる環境にある。

・①②③における奈良県の先駆性

さらに、文化財保護法の名勝の指定を受けている奈良公園では「名勝奈良公園保護管理・活用計画」をすでに策定している。

春日大社、興福寺、東大寺の三社寺においては、文化財保護法の史跡の指定を受けている旧境内地について、現在、それぞれ境内地整備計画を鋭意策定しているところである。

このようなことから、奈良公園観光地域活性化総合特区の区域については、文化財保護法第125条の現状変更許可の権限を国から奈良県に移譲し、スムーズな手続きによる許認可等を行い、事務の迅速化を図るよう規制緩和を行う。

・①②③におけるハードルの解消効果

上記の規制緩和を実施することにより、春日山原始林の保全、奈良のシカの保護・育成、人とシカと自然の共生、歴史・文化資源の有効活用のほか、公園利用者の利便施設の更新が進むなど奈良公園の魅力向上につながるものと考えている。

さらに、春日山原始林の保全については、技術力を生かしていくことになれば、民間からのボランティアなど林業の担い手が増え、林業の活動の幅が広がり、林業振興にもつながるなど大きな広がりが期待できる。

(b) 社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ

○事業の重点化による世界に誇れる公園の実現

奈良公園基本戦略に基づく施策をさらに推進するため、今後とも奈良県では特区内で実施する事業に対し、事業費を重点的に配分することとしている。

国においても、日本の宝であり、世界遺産にも登録されている奈良公園

一帯の施策であることにも鑑み、奈良公園観光地域活性化総合特区における社会資本整備総合交付金での事業について国費率の嵩上げなど格段の配慮をしていただくことにより、早期に「世界に誇れる公園」の実現を目指したい。

(c) 電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進

○奈良公園の眺望・景観の保全

奈良公園周辺では、眺望・景観の保全の観点から、電線事業者と共同で電線類の地中化を鋭意進めている。

一方、県庁東交差点～高畑町交差点間など奈良公園内の公園道については、電線事業者も奈良公園周辺の眺望・景観を守るべく努力する意向を強く持っているものの、都市公園法第2条第2項第1号に規定する園路は電線共同溝法の対象外となっているため、整備が進まない状況。

このため、電線共同溝法第2条の読み替えにより、都市公園法第2条第2項第1号に規定する園路における電線共同溝の整備を推進するため、規制緩和を行う。

この規制緩和を実施することにより、奈良公園への観光客が素晴らしい眺望や景観を楽しんで頂けるような施策が推進できる。

(d) 古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進

○奈良のシカの保護・育成

県・市・春日大社が支援する(財)奈良の鹿愛護会が、天然記念物「奈良のシカ」を保護・育成する施設である鹿苑を運営しており、鹿苑では、交通事故でケガをしたシカや病気になったシカなど約300頭を保護している。

しかしながら、鹿苑は老朽化が著しい上、シカの糞害などにより周辺環境が非常に悪化している。

鹿苑周辺は、先に記載した文化財保護法の規制がハードルになるほか、古都保存法の規定される「歴史的風土特別保存地区」に指定されており、建築物の新築、改築、増築には厳しい規制が課せられているため、これも鹿苑の改修に対して大きなハードルになっている。

このため、古都保存法第8条に規定する知事が許可できる行為制限の規制緩和を行う。

この規制緩和を実施することにより、円滑に整備が進むとともに、体験学習施設を新たに併設することが可能になり、奈良のシカの実態を理解してもらうなど、奈良のシカの保護・育成に大きく貢献するものと期待して

いる。また、後述する旅行業法による宿泊客へのサービスとして旅行商品の造成プランに組み込める観光の目玉施設に成長するものと期待している。

(e) 都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和

○歴史的建造物の復元促進

奈良公園は「県立都市公園奈良公園」と周辺社寺が一体となって構成しており、一体不可分な関係にある。

しかしながら、周辺社寺による往事をしのぶ建造物の復元など旧境内地整備により、一部都市公園の区域に影響を及ぼす際は都市公園法の保存要件上、区域の廃止が難しい。

現在、境内地整備計画を各社寺が作成するなど、一体整備に向けた取り組みを鋭意実施している。

このようなことを踏まえ、都市公園の区域の一部を弾力的に廃止し、歴史的建造物の復元の促進など奈良公園と一体的に連携した整備を推進するため、規制緩和を行う。

この規制緩和の実施により、歴史・文化資源の維持・向上につながるものである。

〈2. 受入環境の充実による滞在型観光の推進〉

(a) 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化（再掲）

○ホテル・旅館など民間施設の改修の促進

ホテル、旅館など民間施設は、なら燈花会やなら瑠璃絵など、宿泊を誘発するイベントの実行委員会に加わり、地域ぐるみで誘客や宿泊客の増加に努めている。

しかしながら、奈良公園におけるホテルなど民間施設の更新や、魅力ある観光施設の整備には、文化財保護法第125条の現状変更許可に時間と手間がかかることが大きなハードルになっている。

文化財保護法は、事項の重要性の大小にかかわらず、国の一元化した事務処理を行っているため、時間と手間がかかってしまっているものである。

他の地域と異なり、奈良県には文化財の研究機関である「橿原考古学研究所」を組織として有しているほか、文化財に係る多方面の部門について調査・審議する「文化財保護審議会」も諮問機関として有していることから、充分文化財の価値の大小を判断できる環境にある。

文化財保護法の名勝の指定を受けている奈良公園では「名勝奈良公園保護管理・活用計画」をすでに策定している。

春日大社、興福寺、東大寺の三社寺においては、文化財保護法の史跡の指定を受けている旧境内地について、現在、それぞれ境内地整備計画を鋭

意策定しているところである。

このようなことから、奈良公園観光地域活性化総合特区の区域については、文化財保護法第125条の現状変更許可の権限を国から奈良県に移譲し、スムーズな手続きによる許認可等を行い、事務の迅速化を図るよう規制緩和を行う。

これらの規制緩和を実施することにより、宿泊施設のリニューアルが進み、観光客に対する利便施設も更新されるなど、奈良公園への観光客の受入環境の充実につながるものと考えている。

(b) 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援

○宿泊客の受入環境の充実

民間施設では受入環境を改善すべく社員の研修などに力を入れ、おもてなしに努めている。

また、細部にも注意を払うべく施設のバリアフリーなどに対応する検討をしているが、資金面や手続きに時間がかかることから、ハード面の整備が進まない。

このようなことから、奈良公園の立地環境にふさわしい宿泊施設とするため、建替えやバリアフリーに対する改築などをしようとする事業者に低利融資を行う金融機関に対して、総合特別区域法により利子補給金を支給する金融支援を行う。この金融支援の実施により、施設のリニューアルが進み、受入環境が格段に改善される。

(c) 旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売

○宿泊客の受入環境の充実

民間施設では受入環境を改善すべく社員の研修などに力を入れ、おもてなしに努めている。

もう1ランク上のサービスとして、社寺と連携しバスで巡る旅行商品の企画・販売により更なる奈良ファンの掘り起こしたいと日々研鑽しているところである。

しかしながら、現在は、旅行業法の規定により、資格や免許がない施設では、サービスが出来ないこととなっている。

このため、旅行業法第11条の2に規定される営業所ごとに必要とされる旅行業務取扱管理者の選任について、一定の研修による特区内旅行業務取扱管理者の選任を可能とし、宿泊施設が地域の資源を活かした特区内の旅行商品の企画・販売が可能となる規制緩和を図る。

この規制緩和により、着地型旅行商品の提供による滞在型観光の促進につながる。

(d) 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

○外国人観光客の受入環境の充実

現在、奈良公園（奈良市）への外国人観光客は年間44万人（過去5年間の平均）訪れるが、通訳案内士が不足しており、十分なサービスが出来ない状況である。

通訳案内士以外の者がガイド業務を行うことはできないが、一定の要件を満たした者を「地域活性化総合特別区域通訳案内士」として、奈良に精通した通訳案内士を導入し、さらにきめ細やかなサービスを併せて提供する。

iii) 取組の実現を支える地域の資源等の概要

① 地域の歴史や文化

奈良公園は、明治13年の開設以降、明治22年の公園拡張・整備等の変遷を経て、わが国を代表する公園として広く親しまれ、県民並びに国内外から多くの来訪者を迎え入れてきた。

また、奈良公園は優れた名勝地として、大正11年に史跡名勝天然記念物保存法（現：文化財保護法）により国の名勝地に指定されて以降、文化財として保存されてきた。更に平成10年には東大寺や興福寺、春日大社、元興寺、春日山原始林などが「古都奈良の文化財」に登録された。

奈良公園の資源は、古来から継承され、守り続けてきた豊かな自然資源、平城遷都以降の歴史・文化資源、公園資源、並びにこれらが融合した独特の風致景観であり、これらが「奈良公園の価値」である。

【参考】奈良公園の資源について

◆ 自然資源

- ① 特別天然記念物：
春日山原始林（世界遺産）
- ② 天然記念物：
奈良のシカ、ルーミスジミ棲息地、春日大社ナギ樹林、知足院ナラノヤエザクラ など
- ③ その他：
奈良公園周辺の眺望、
若草山、片岡梅林、巨樹、名木（良弁杉、衣掛柳 など）、御蓋山（春日山）、手向山、吉城川、率川、
松（日本の名松100選）、桜（日本さくら名所100選）、杉、楓 など
参道（東大寺参道、春日大社参道）、塀 など

◆ 歴史・文化資源

- ① 国宝（建造物）：
東大寺金堂（大仏殿）、興福寺五重塔、春日大社本社、正倉院正倉、新薬師寺本堂、
元興寺極楽坊本堂 など 全19件
- ② 重要文化財（建造物）：
旧春日大社板倉（円窓亭）、旧帝国奈良博物館（なら仏像館）、
旧奈良県物産陳列所（仏教美術資料研究センター） など 全28件
- ③ 国宝・重要文化財（美術・工芸品）：
銅造盧舎那仏（東大寺大仏）、乾漆十大弟子立像（興福寺阿修羅像） など 全374件
- ④ 史跡、名勝：
史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、史跡興福寺旧境内、史跡鶯塚古墳 など 全11件
名勝奈良公園、名勝依水園、名勝旧大乘院庭園 全3件
- ⑤ 遺構：
東大寺講堂跡、東塔跡、西塔跡、興福寺金堂跡、南大門跡 など
- ⑥ 世界遺産：
東大寺、興福寺、春日大社、元興寺 など
- ⑦ 伝統的行事：
重要無形民俗文化財：春日若宮おん祭りの神事芸能 全1件
その他：東大寺二月堂修二会、采女祭、若草山焼き、春日大社万燈籠、東大寺万灯供養会、
鹿の角切り、鹿寄せ、興福寺薪御能、芝能 など
- ⑧ 文化施設（展示・催しを含む）：
奈良国立博物館、寧楽美術館、奈良市写真美術館、春日大社宝物館、興福寺国宝館、
東大寺総合文化センター など

◆ 公園資源

- ① 池：
猿沢池、鸕池、荒池、みとり池、三社池、東大寺鏡池、大仏池、氷室神社鏡池
- ② 文化施設：
吉城園（主棟・庭園）、旧世尊院、旧志賀直哉邸、入江泰吉旧居
- ③ 園地：
登大路園地、春日野園地、浮雲園地、みとり池園地 など
- ④ 公園施設など：
浮見堂、五十二段、新公会堂（コンベンション施設、レストラン、庭園）、
シルクロード交流館（レストラン）、
国際奈良学セミナーハウス、文化会館、美術館、県庁舎、鹿苑、
公園内便益施設（四季亭、クィーンアリスなど） など
- ⑤ 行事・イベント：
なら燈花会、なら瑠璃絵 など
- ⑥ 休養施設：
トイレ、四阿、休憩所、ベンチ など
- ⑦ その他：
県庁屋上からの眺望、園路、公園内遊歩道、奈良奥山ドライブウェイ、観光案内所、観光案内版、
ライトアップ施設、夜間照明、駐車場、公園内移動施設（ぐるっとバス）、古都買入地 など

② 地理的条件

奈良公園は、大阪市や京都市から半径20km圏内、神戸市から半径60km圏内とアクセスが良く、京阪神からのアクセスに恵まれている。JR奈良駅、近鉄奈良駅から徒歩圏内にありながら、市街地に隣接し、貴重な歴史・文化遺産と雄大で豊かな緑の自然美が調和するなど他に類のない公園である。

③ 社会資本の現状

奈良公園は、1880年（明治13年）に開園した県立都市公園であり、東大寺や興福寺、春日大社などの社寺やその周辺に位置する春日山原始林が1998年（平成10年）に「古都奈良の文化財」として世界遺産に登録されている。

奈良公園及びその周辺には、土産物屋や飲食店などの商業施設、宿泊施設が分布している。

④ 地域独自の技術の存在

文化財の収集、保管、研究、展示を行う奈良国立博物館が奈良公園に存在するが、特に、毎年秋には正倉院展を開催し、多数の来訪者が訪れる。

文化財の維持、継承を行うため、奈良県教育委員会事務局文化財保存事務所、橿原考古学研究所、(独)国立文化財機構奈良文化財研究所が存在するほか、民間の文化財調査機関が複数存在する。

奈良県教育委員会は文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する奈良県文化財保護審議会を設置している。

⑤ 地域の産業を支える企業集積等

JR奈良駅、近鉄奈良駅から奈良公園に至る地域には、土産物屋や飲食店などの商業施設や宿泊施設、金融機関が分布している。

⑥ 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

奈良県観光ボランティアガイド連絡会には33団体が加盟しており、各組織が連携して観光客の方々におもてなしをしている。

なら燈花会の会などによる奈良公園を舞台にしたイベントが多数開催され地域活動に貢献している。

⑦ 地域内外の人材・企業等のネットワーク

奈良ホテルをはじめとする旅館・ホテルの代表者等からなる勉強会が発足している。

なら燈花会やなら瑠璃絵などNPO等による実行委員会が地域のイベントを主催している。

⑧ その他の地域の蓄積

(財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所が奈良市内

に存在しており、アジア太平洋地域の国々の文化遺産保護活動を支援するため、人材育成のための研修を行っている。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

〈1. 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興〉

① 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施

(ア) 事業内容

奈良公園の資源である自然資源の維持・利活用を推進するため、風致景観の保全や天然記念物の奈良のシカの保護育成を目的として、特別天然記念物春日山原始林の保全や、鹿を交通事故から守るなどの取り組みを実施する。

(イ) 想定している事業実施主体

春日大社、興福寺、東大寺、関西電力（株）、西日本電信電話（株）、奈良市、奈良県、（財）奈良の鹿愛護会、鹿サポーターズクラブ

(ウ) 当該事業の先駆性

◆ 奈良公園基本戦略の策定（平成24年2月）

一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の係る課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性を整理し、重点的な取組をまとめた奈良公園基本戦略を策定した。

◆ 名勝奈良公園保存管理・活用計画の策定（平成23年3月）

名勝奈良公園及び周辺地における史跡等文化財の保存及び活用並びに総合的・体系的な環境整備等の推進を図るため、その課題及び目標、整備方針、維持管理等を規定した「名勝奈良公園保存管理・活用計画」を策定した。

◇ 現在策定中の計画など

奈良公園植栽計画、春日山原始林保全計画、天然記念物奈良のシカ保護管理計画の策定 など

(エ) 関係者の合意の状況

取り組みの一環として以下の組織を設置し、官民の連携体制を構築している。

- ・ 奈良公園地区整備検討委員会（有識者、地元、NPO、市、県）
- ・ 奈良の鹿保護育成事業実行委員会（春日大社、地元、市、県）
- ・ 奈良公園植栽計画検討委員会（有識者、市、県）
- ・ 春日山原始林保全計画検討委員会（有識者、春日大社、（財）奈良の

鹿愛護会、市、県)

(オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- 県の取り組み (㉕：平成 25 年度予算、㉔㉗：平成 24 年度補正予算)
 - ◆ 奈良公園施設魅力向上事業 (㉕582, 444 千円、㉔㉗708, 517 千円)
奈良公園の抱える課題を解決し、「世界に誇れる公園」にしていくための奈良公園及びその周辺の整備
 - ◆ 奈良公園環境改善事業 (㉕78, 864 千円)
奈良公園への来訪者が快適に過ごせる環境を整備
 - ◆ 歴史的風土保存買入事業 (㉔㉗1, 342, 100 千円)
古都保存法による、土地所有者の申出に基づく土地の買入れ
 - ◆ 奈良の鹿保護育成事業 (㉕42, 684 千円)
奈良の観光シンボルである「奈良のシカ」の保護育成、生態調査及び啓発イベントを実施
- 民間の取り組み
 - ◆ 天然記念物奈良のシカの保護・育成に向けた取り組みの実施
(財) 奈良の鹿愛護会、鹿サポーターズクラブ)

② 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施

(ア) 事業内容

奈良公園の資源である歴史・文化資源の維持・利活用を推進するため、周辺社寺が一体となっている奈良公園において、社寺と連携し、往時をしのばせる建造物の復元など境内地整備に向けた取り組みを実施する。

(イ) 想定している事業実施主体

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市、奈良県

(ウ) 当該事業の先駆性

- ◆ 奈良公園基本戦略の策定 (平成 24 年 2 月)
一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の係る課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性を整理し、重点的な取組をまとめた奈良公園基本戦略を策定した。
- ◆ 名勝奈良公園保存管理・活用計画の策定 (平成 23 年 3 月)
名勝奈良公園及び周辺地における史跡等文化財の保存及び活用並びに総合的・体系的な環境整備等の推進を図るため、その課題及び目標、整備方針、維持管理等を規定した「名勝奈良公園保存管理・活用計画」を策定した。
- ◇ 現在策定中の計画など

春日大社、興福寺、東大寺における境内地の整備計画 など

(エ) 関係者の合意の状況

取り組みの一環として以下の組織を設置し、官民の連携体制を構築している。

- ・ 春日大社境内地整備委員会（有識者、文化庁、市、県、春日大社）
- ・ 興福寺境内整備委員会（有識者、文化庁、市、県、興福寺）
- ・ 東大寺境内整備計画委員会（有識者、文化庁、市、県、東大寺）

(オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- 県の取り組み（㉔：平成 25 年度予算、㉔㉕：平成 24 年度補正予算）
 - ◆ 奈良公園施設魅力向上事業（㉔582, 444 千円、㉔㉕708, 517 千円）
奈良公園の抱える課題を解決し、「世界に誇れる公園」にしていくための奈良公園及びその周辺の整備
 - ◆ 奈良公園環境改善事業（㉔78, 864 千円）
奈良公園への来訪者が快適に過ごせる環境を整備
 - ◆ 国・県指定に係る文化財の保存、修理、買収等に関する補助（㉔330, 056 千円）
- 民間の取り組み
 - ◆ 中金堂、僧房の復元（興福寺）
 - ◆ 能舞台の復元、式年造替に向けた取り組みの実施（春日大社）
 - ◆ 東大寺総合文化センターの整備、東塔の復元（東大寺）

③ 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施

(ア) 事業内容

奈良公園の資源である公園資源の維持・利活用を推進するため、奈良公園の行祭事やイベント、ライトアップの実施、周遊バスの運行、鹿苑などのインフラ整備など奈良公園のにぎわいづくりに向けた取り組みを実施する。

(イ) 想定している事業実施主体

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館ホテル組合、奈良商工会議所、(株)南都銀行、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、特定非営利団体なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会、(社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良市、奈良県

(ウ) 当該事業の先駆性

- ◆ 奈良公園基本戦略の策定（平成 24 年 2 月）
一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の係

る課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性を整理し、重点的な取組をまとめた奈良公園基本戦略を策定した。

◆ 名勝奈良公園保存管理・活用計画の策定（平成23年3月）

名勝奈良公園及び周辺地における史跡等文化財の保存及び活用並びに総合的・体系的な環境整備等の推進を図るため、その課題及び目標、整備方針、維持管理等を規定した「名勝奈良公園保存管理・活用計画」を策定した。

(エ) 関係者の合意の状況

取り組みの一環として以下の組織を設置し、官民の連携体制を構築している。

- ・ なら燈花会の会実行委員会
（ホテル・旅館・食べ物屋・電気屋など民間、旅館・ホテル組合、県、市など）
- ・ なら瑠璃絵実行委員会
（ホテル・旅館・食べ物屋・電気屋など民間、旅館・ホテル組合、県、市など）
- ・ ライトアッププロムナード・なら実行委員会
（社寺、交通事業者、旅館・ホテル組合、県、市など）
- ・ 若草山焼き行事実行委員会
（地元、バス事業者、ホテル組合、県、市など）

(オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- 県の取り組み（㉕：平成25年度予算、㉔㉞：平成24年度補正予算）
 - ◆ 奈良公園施設魅力向上事業（㉕582,444千円、㉔㉞708,517千円）
奈良公園の抱える課題を解決し、「世界に誇れる公園」にしていくための奈良公園及びその周辺の整備
 - ◆ 奈良公園環境改善事業（㉕78,864千円）
奈良公園への来訪者が快適に過ごせる環境を整備
 - ◆ 新公会堂コンベンション機能強化事業（㉕157,720千円）
新公会堂庭園にライトアップ設備を設置
 - ◆ 新公会堂コンベンション機能情報発信事業（㉔㉞35,900千円）
奈良公園への観光客層で隙間となっている20代から30代の女性をターゲットにしたイベントの開催を支援、新公会堂及び周辺園地を一体的に活用し、広い年代・客層に人気のあるイベントを支援
 - ◆ 奈良公園オフシーズン活用事業（㉔㉞14,000千円）
奈良公園を核としたにぎわいを創出するイベントであるならファ

ンタージアや若草山ミュージックフェスティバルを支援

◆ 奈良公園光とあかりのイベント事業 (⑤10,790 千円)

若草山焼きにあわせ、全国花火競技大会等で受賞した花火の打ち上げやイベントの支援および三社寺の動線を灯りで彩るイベントであるなら瑠璃絵の支援

◆ なら燈花会支援事業 (⑤3,600 千円)

夏の奈良の夜の魅力を高めるため、ろうそくを主とした灯りにより奈良公園一帯を演出するイベントであるなら燈花会を支援

○ 民間の取り組み

以下の民間が行っているイベントは主にオフシーズンの夜に実施し、特に宿泊客の増加に力を入れ、奈良公園に宿泊してもらえるよう工夫している。

◆ なら燈花会

◆ なら瑠璃絵

◆ 若草山焼き

◆ 若草山ミュージックフェスティバル

◆ ならファンタージア

〈2. 受入環境の充実による滞在型観光の推進〉

① 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施

(ア) 事業内容

奈良市（奈良公園）は近隣の観光地と比較して観光客に対する宿泊客数が低いため、宿泊施設や宿泊サービスの改善など宿泊客の受入環境の充実に向けた取り組みを実施する。

(イ) 想定している事業実施主体

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館ホテル組合、奈良商工会議所、(株)南都銀行、(社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良市、奈良県

(ウ) 当該事業の先駆性

◆ 奈良公園基本戦略の策定（平成24年2月）

一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の係る課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性を整理し、重点的な取組をまとめた奈良公園基本戦略を策定した。

(エ) 関係者の合意の状況

取り組みの一環として以下の組織を設置し、官民の連携体制を構築している。

- ・ 奈良うまし冬めぐり実行委員会（地元、観光協会、市、県）
- ・ ホテル協議会（宿泊事業者、市、県）
- ・ 奈良公園周辺施設勉強会（宿泊事業者、市、県）

(オ) その他当該事業の熟度を示す事項

- 県の取り組み（㉕：平成 25 年度予算、㉔㉖：平成 24 年度補正予算）
 - ◆ おもてなし産業強化資金 奈良の宿創業資金（㉕1,643 千円）
県内で宿泊施設を創業しようとする者に対する制度融資
 - ◆ おもてなし産業強化資金利子補助事業（㉕13,956 千円）
おもてなし産業強化資金を利用した宿泊施設事業者を創業しようとする者に対し利し補給補助
- 民間の取り組み

以下の民間が行っている取り組みは、旅館・ホテル等でのおもてなしの改善など、受け入れ環境の充実を図り、少しでも多くの方に奈良公園に宿泊してもらえよう工夫している。

 - ◆ 観光プロモーション
 - ◆ ファムトリップ
 - ◆ 大都市での観光 PR イベント
 - ◆ おもてなし研修

② 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取り組みの実施

(ア) 事業内容

奈良県は全国有数の外国人観光客の訪問箇所であり、奈良市（奈良公園）へは年間約 44 万人（過去 5 年間の平均）の外国人観光客が訪れるが、通訳案内士が極端に不足するなど、外国人観光客の受入環境の充実に向けた取り組みを実施する。

(イ) 想定している事業実施主体

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館ホテル組合、奈良交通（株）、（社）奈良市観光協会、（財）奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良市、奈良県

(ウ) 当該事業の先駆性

- ◆ 奈良公園基本戦略の策定（平成 24 年 2 月）
一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園に係る課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性を整理し、重点的な取組をまとめた奈良公園基本戦略を策定した。

(エ) 関係者の合意の状況

取り組みの一環として以下の組織を設置し、官民の連携体制を構築して

いる。

- ・ ホテル協議会
- ・ 奈良公園周辺施設勉強会

(オ) その他当該事業の熟度を示す事項

○ 県の取り組み (㉔:平成25年度予算、㉔補:平成24年度補正予算)

- ◆ 奈良公園施設魅力向上事業 (㉔582,444千円、㉔補708,517千円)
奈良公園の抱える課題を解決し、「世界に誇れる公園」にしていくための奈良公園及びその周辺の整備
- ◆ 奈良公園環境改善事業 (㉔78,864千円)
奈良公園への来訪者が快適に過ごせる環境を整備
- ◆ 外国人観光客誘致戦略ビジットならキャンペーン (㉔78,864千円)
近隣府県・民間団体と連携し、東アジア・欧米等を対象に国のビジット・ジャパン地方連携事業を活用した効果的・効率的な観光客誘致を展開

○ 民間の取り組み

以下の民間が行っている取り組みは、旅館・ホテル等でのおもてなしの改善など、受け入れ環境の充実を図り、少しでも外国人観光客に奈良公園に宿泊してもらえよう工夫している。

- ◆ 観光プロモーション
- ◆ ファムトリップ
- ◆ 大都市での観光PRイベント
- ◆ 英語研修
- ◆ 外国人観光客受入講習会

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援

○ (仮称) 奈良公園観光地域活性化サポート基金の創設

奈良公園特区に関する寄付金制度を県において創設する。奈良公園を観光地として盛り上げていきたい団体が実施する文化財の修復や歴史的建造物の復元、また県が支援する奈良公園におけるイベントの実行委員会等に対し、法人や個人から寄付を募り、その寄付金による基金を県が創設し、運営する。

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 奈良県立都市公園条例 (昭和35年)
- ・ 奈良県風致地区条例 (昭和45年)
- ・ 奈良県文化財保護審議会条例 (昭和50年)

- ・ 奈良県文化財保護条例（昭和52年）
- ・ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年）
- ・ 奈良県景観条例（平成21年）
- ・ 奈良県交通基本戦略（平成23年）
- ・ 奈良公園基本戦略（平成24年）
- ・ （仮称）奈良公園観光地域活性化サポート基金条例（平成25年創設予定）

c) 地方公共団体等における体制の強化

平成23年4月1日に県土木部まちづくり推進局に奈良公園室を設置し、奈良公園に関する事業をワンストップで実施

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○ 奈良公園基本戦略に基づく取組みの推進

奈良公園の現状と課題を踏まえ、奈良公園の価値を積極的に維持し、更なる魅力の向上や魅力の創出に努めるため、奈良公園基本戦略を平成24年2月に策定した。

県は奈良公園室の設置など体制を強化し、奈良公園基本戦略に基づく計42の取組みを推進する。

奈良公園観光地域活性化総合特区の取り組みは、地域と連携して地域の活性化に向けて取り組むものであり、奈良公園基本戦略は県が主体的に実施するものである。奈良公園基本戦略の策定は、奈良公園観光地域活性化特区申請に先駆けて、県の姿勢を示したものである。

【参考】奈良公園基本戦略に基づく取組みについて

◆ 維持（価値を守る）

- ◇ 自然資源の保存
 - ① 春日山原始林の再生
 - ② 奈良のシカの適切な保護・育成
- ◇ 歴史・文化資源の保存
 - ③ 奈良公園植栽計画の策定
 - ④ 奈良公園の行祭事への支援
- ◇ 公園資源の保存
 - ⑤ 吉城園主棟の改修
 - ⑥ 公園施設等の適切な維持管理
 - ⑦ 植生植栽の適切な維持管理
 - ⑧ 古都法に基づく土地の買入れ
 - ⑨ 文化財保護法、古都法等に基づく許認可

◆ 利活用（魅力を活かす）

- ◇ 移動の円滑化
 - ⑩ 歩道の整備
 - ⑪ 管理事務所の移転
 - ⑫ 周遊バスの導入
 - ⑬ 若草山など移動支援機能の導入
 - ⑭ 登大路駐車場のバスターミナル化
 - ⑮ 大仏前駐車場予約システムの活用
 - ⑯ 行基広場屋根の整備
 - ⑰ 公共交通の利用促進
 - ⑱ パーク&バスライドの実施
 - ⑲ 公園内の流入抑制の推進
 - ⑳ 案内サインの整備
 - ㉑ デジタルサイネージの整備
- ◇ にぎわいづくり
 - ㉒ 吉城園周辺地区の整備
 - ㉓ 水辺空間の有効活用
 - ㉔ 飛火野周辺地区の整備
 - ㉕ 高畑町周辺地区の整備
 - ㉖ 奈良公園のあかりを用いたイベント等の継続実施
 - ㉗ 奈良公園の魅力を活かしたイベントの企画・実施
 - ㉘ イベント支援施設の整備
- ◇ コンベンションによる振興
- ◇ 周遊環境の向上
 - ㉙ 新公会堂周辺地区の整備
 - ㉚ トイレの整備
 - ㉛ 照明施設の整備
 - ㉜ 県庁周辺地区の整備
- ◇ 来訪者の満足度の向上
 - ㉝ 社寺と連携した滞在型観光商品の企画・実施
 - ㉞ 鹿サポーターズクラブ等と連携した鹿のおみやげ企画・実施
 - ㉟ 飲食・物販施設の使用許可の見直し
- ◇ 情報発信と享受
 - ㊱ 修学旅行生の誘致
 - ㊲ 奈良公園の解説の充実
 - ㊳ 情報発信・共有システムの構築
 - ㊴ 圏外キャンペーンの実施

◆ 取組体制（県が主体的に取り組む）

- ◇ 関係者の総力の結集
 - ㊵ 社寺、民間・NPO、関係行政機関との連携
- ◇ 施策の推進
 - ㊶ 県民や来訪者等への意見聴取
 - ㊷ PDCAサイクルの確実な実施

○ **天然記念物「奈良のシカ」の交通事故減少に向けた取組の実施**

奈良公園周辺では、交通事故により天然記念物である「奈良のシカ」が年間100頭も命を落としている。そこで、県による鹿の保護区域を定めた「(仮称)鹿ゾーン」を設定し、鹿ゾーンにおける交通事故防止に向けて、奈良公園の外側に迂回を促す看板を設置するほか注意喚起看板の設置やカラー舗装の整備や飛び出し防止柵の設置など鹿の保護に努める。

○ **奈良公園の眺望や風致景観の保全に向けた取組の実施**

奈良公園の風致景観は歴史的風土の保存に関する特別措置法や文化財保護法、奈良県風致地区条例などの法令規制により保全されている。今後も奈良公園の風致景観の保全に向けて、必要な法令規制の許認可や土地の買入れを行っていく。

○ **周辺社寺の境内地整備における県と社寺の連携**

奈良公園は周辺社寺の境内地と一体的に構成されているため、社寺により実施される往時をしのぶ建造物の復元など境内地整備において、県と社寺が連携し、奈良公園の一体整備を推進する。

○ **社寺など周辺観光施設や宿泊施設等を巡るバスの運行**

奈良公園周辺での宿泊客のホスピタリティの向上を図るため、社寺など周辺観光施設と宿泊施設を巡るバスを運行し、宿泊客の移動の快適化を図る。

イ) **目標に対する評価の実施体制**

a) **目標の評価の計画**

数値目標(1): 毎年度末に評価実施予定

数値目標(2): 毎年度末に評価実施予定

数値目標(3): 毎年度末に評価実施予定

※ また、全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする事業の進捗状況の評価についても同様に毎年毎に評価を実施する。

b) **評価における地域協議会の意見の反映方法**

P D C A サイクルを導入し、地域協議会にてマネジメントを推進する。

c) **評価における地域住民の意見の反映方法**

実績や評価に関する資料をホームページで公表し、それに対する意見を地域協議会で議論する。

iii) **事業全体の概ねのスケジュール**

ア) **事業全体のスケジュール**

平成23年度：「奈良公園基本戦略」を策定
平成24年度：奈良公園観光地域活性化総合特区申請（第3次）
平成25年度：奈良公園観光地域活性化総合特区再申請（第4次）
平成25年度～平成27年度：現行事業を継続。

※ 実施可能なものから順次実施

平成27年度～平成30年度：各事業を本格展開

イ) 地域協議会の活動状況

平成24年度：奈良公園観光地域活性化特区地域協議会設立
平成24年9月：第1回奈良公園観光地域活性化特区地域協議会開催
平成25年3月：第2回奈良公園観光地域活性化特区地域協議会開催
平成25年4月：第3回奈良公園観光地域活性化特区地域協議会開催

【参考】奈良公園観光地域活性化特区地域協議会

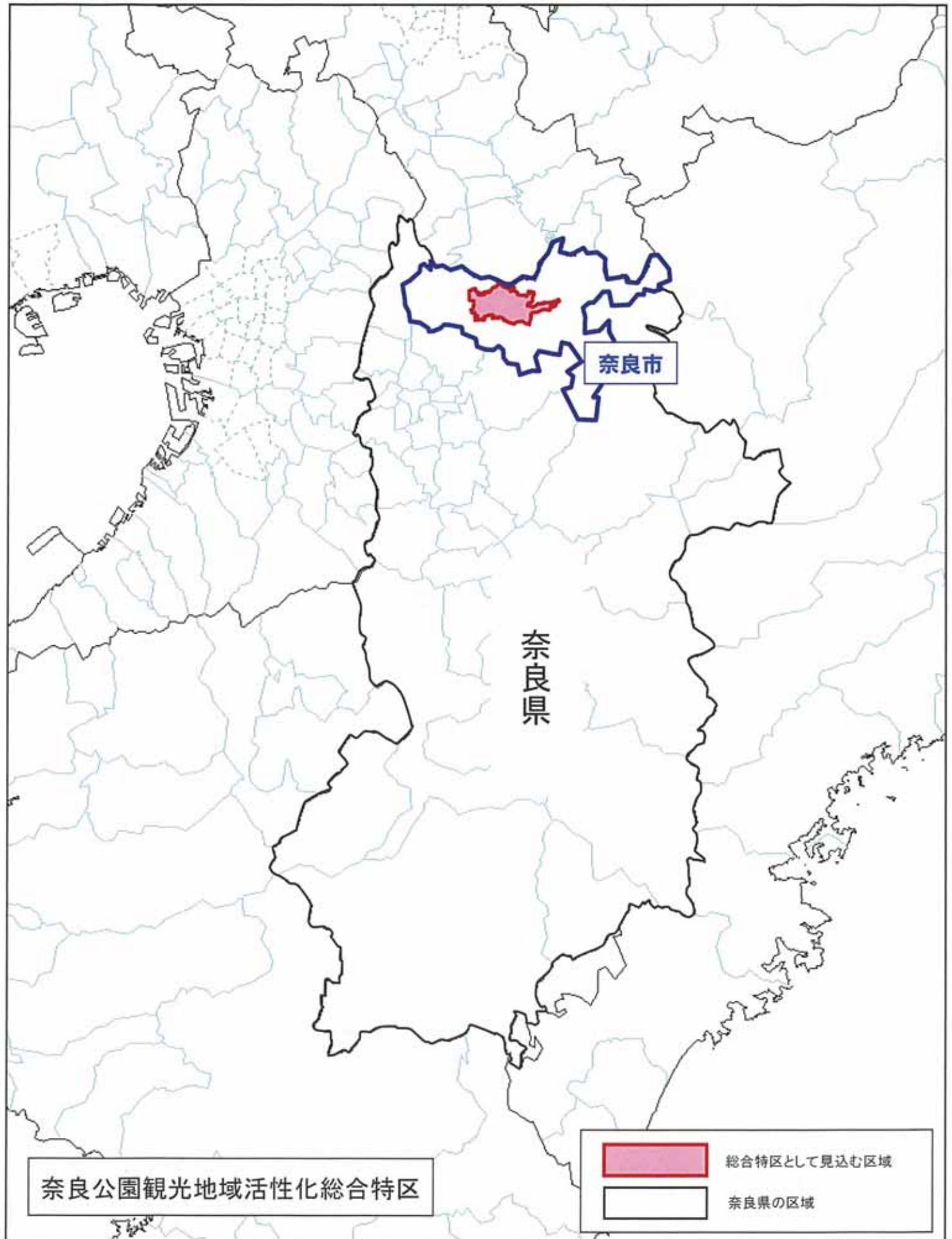
◆ 設置目的

地域協議会は、奈良公園および周辺地域の活性化を図るため、総合特別区域制度を活用し、奈良公園観光地域活性化総合特別区域の実現を図ることを目的とする。

◆ 構成員

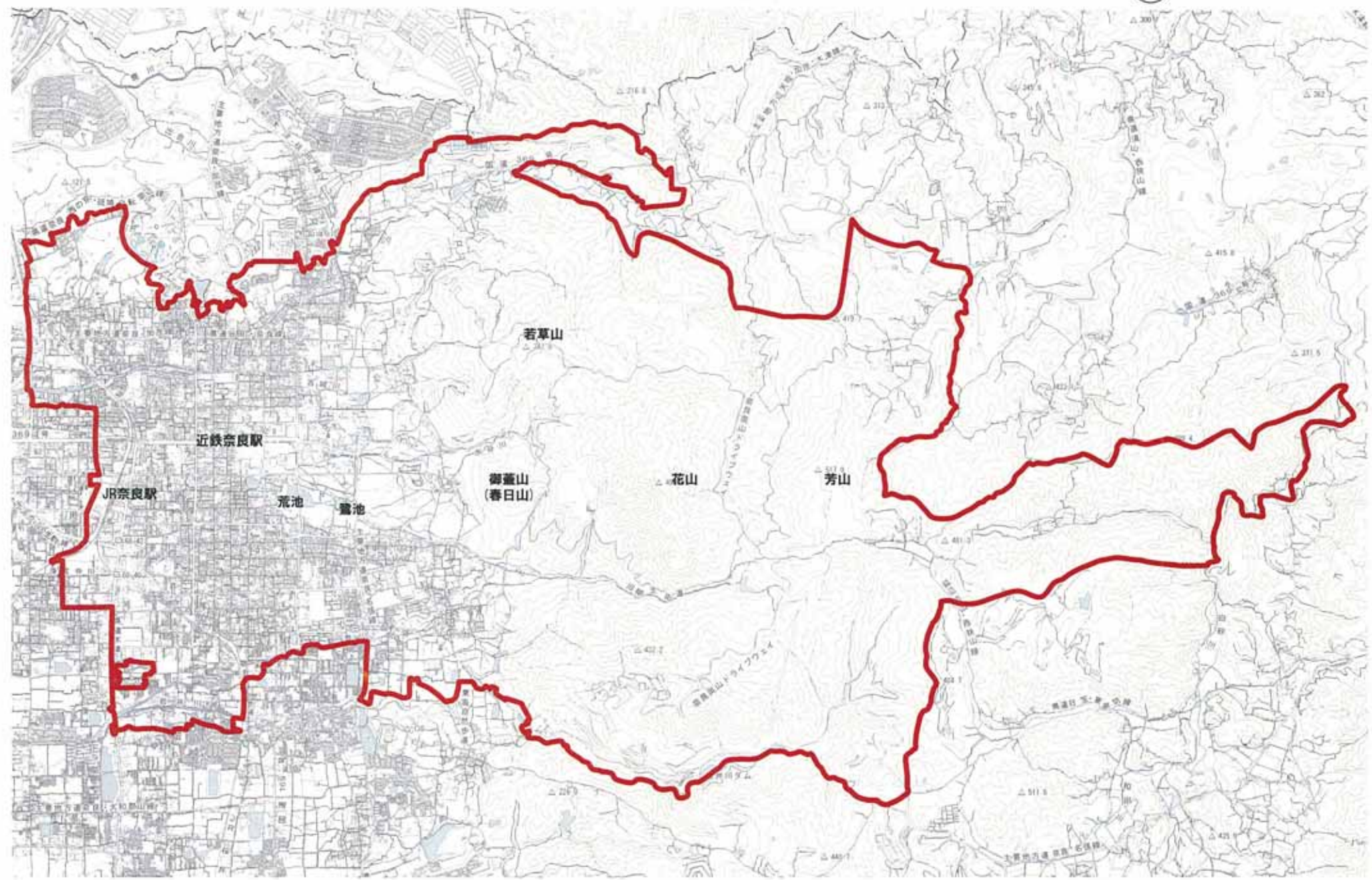
周辺社寺関係：春日大社、興福寺、東大寺
旅館・ホテル関係：奈良市旅館・ホテル組合
商業・金融関係：奈良商工会議所、(株)南都銀行
交通関係：西日本旅客鉄道(株)、近鉄日本鉄道(株)、奈良交通(株)
電線事業者：関西電力(株)、西日本電信電話(株)
NPO等：なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会
行政機関ほか：(社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館、奈良市、奈良県

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



別添5

縮尺、方位目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図



奈良公園観光地域活性化総合特区

別添6

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成25年 4月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

奈良県知事 荒井 正吾

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	奈良公園観光地域活性化特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年 9月11日
地域協議会の構成員	<ul style="list-style-type: none">○ 社寺関係 春日大社、興福寺、東大寺○ 旅館・ホテル関係 奈良市旅館・ホテル組合○ 商業・金融関係 奈良商工会議所、(株)南都銀行○ 交通関係 西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)○ NPO等 特定非営利活動法人なら燈花会の会、なら瑠璃会実行委員会○ 行政・その他 (社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館、奈良市、奈良県
協議を行った日	平成24年 9月11日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	総合特区の申請内容について、原案通りの内容で申請を行う承認を得た。
意見に対する対応	原案通りの内容で申請を行う。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	奈良公園観光地域活性化特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年 9月11日
地域協議会の構成員	<p>○ 社寺関係 春日大社、興福寺、東大寺</p> <p>○ 旅館・ホテル関係 奈良市旅館・ホテル組合</p> <p>○ 商業・金融関係 奈良商工会議所、(株)南都銀行</p> <p>○ 交通関係 西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)</p> <p>○ NPO等 特定非営利活動法人なら燈花会の会、なら瑠璃会実行委員会</p> <p>○ 行政・その他 (社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館、奈良市、奈良県</p>
協議を行った日	平成25年 3月 1日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>総合特区の申請結果と今後の進め方について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なら燈花会やなら瑠璃絵など地域のイベント支援を行うなど既に官民連携して地域の活性化に取り組んでいる。 ・ なら燈花会やなら瑠璃絵は民間が立ち上げ、官民連携して取り組んでおり、年間90万人の来場者が訪れる。市民、県民が奈良公園のために頑張っていることをアピールして欲しい。 ・ 既に実施している民間の取り組みを整理すれば理解してもらえらると思う。 ・ 奈良の活性化には奈良公園特区が不可欠。 ・ 奈良公園の観光特区という看板が素晴らしい。再申請に向けて頑張ってもらいたい。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再申請について、全員の賛同を得る。 ・ これまでの指摘事項や協議会の意見を踏まえて、再申請に向けて検討を実施する。

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	奈良公園観光地域活性化特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年 9月11日
地域協議会の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社寺関係 春日大社、興福寺、東大寺 ○ 旅館・ホテル関係 奈良市旅館・ホテル組合 ○ 商業・金融関係 奈良商工会議所、(株)南都銀行 ○ 交通関係 西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株) ○ 電線事業者 関西電力(株)、西日本電信電話(株) ○ NPO等 特定非営利活動法人なら燈花会の会、なら瑠璃会実行委員会 ○ 行政・その他 (社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館、奈良市、奈良県
協議を行った日	平成25年 4月23日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<p>新たな取り組みとして、電線共同溝の整備や鹿苑の改修を追加したため、関西電力(株)と西日本電信電話(株)を構成員として追加することに了解を得た。</p> <p>総合特区の申請内容について、原案通りの内容で再申請を行う承認を得た。</p>
意見に対する対応	原案通りの内容で再申請を行う。

別添10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興	・ 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 (規制の特例措置)	○
	・ 社会資本整備総合交付金の国費率の高上げ (財政上の支援措置)	○
	・ 電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進 (規制の特例措置)	○
	・ 古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進 (規制の特例措置)	○
	・ 都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和 (規制の特例措置)	○
受入環境の充実による滞在型観光の推進	・ 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 (規制の特例措置) 〈再掲〉	○
	・ 旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売 (規制の特例措置)	○
	・ 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援 (金融上の支援措置)	
	・ 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施 (規制の特例措置)	

別添11

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望（参考資料）

平成25年 4月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

奈良県知事 荒井 正吾

地域活性化総合特別区域の指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望を別紙の通り提出します。

地域活性化総合特区：

奈良公園観光地域活性化総合特区

前回申請における指摘事項および改善点



平成25年4月

奈良県

前回申請における指摘事項および次回に向けた改善点

- それぞれの取組をどのような推進体制で、誰が担うのかが見えづらい。
- 実現すべき体制が整っていると言いき難い。
- 民間の主体性を活用しての計画推進という視点が必要であり、目標達成に向けて、体制、戦略に関する更なる検討が必要。
 - 1. 民間における取組みを整理
 - 2. 県および民間との連携する組織を整理
 - 3. 政策課題と目標達成のために実施する事業および地域の責任ある関与を整理
- 多様で複雑に関係する課題の解決の進捗を把握できるような目標設定がない。
 - 4. 目標に対する評価として、事業の進捗状況を把握するための新たな指標を追加
- 先駆性については、それほど高くない。
 - 5. 奈良公園特有の資源を活かした特例措置を追加
 - 6. 文化財保護法の権限委譲など既に提案している特例措置の先駆性を説明

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

前回申請と今回申請における変更点

項目	前回の申請（三次申請）	改善点	今回の申請（四次申請）
政策課題と政策課題に対する解決策	<p>① 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」が不充分 ◆ 奈良公園基本戦略の推進</p> <p>② 史跡を含めた貴重な文化財等の「維持」・「利活用」が進まない ◆ 歴史・文化資源の維持・利活用の推進</p> <p>③ 奈良公園周辺は厳しい法規制により、宿泊施設の更新が進まないなど宿泊者へのもてなしが不足している。 ◆ 滞在型観光の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施する事業全体で整理 ★ 官民の連携した組織 奈良公園地区整備検討委員会、 名勝奈良公園保存管理・活用計画策定委員会 など ★ 民間の取り組み * 前回申請では民間の取り組みを未記載</p> </div>	<p>1・2・3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・わかりやすく修正 ・政策課題ごとに整理 ・民間の取り組みを整理</p> </div>	<p>① 奈良公園の資源の維持・利活用による観光の振興 ◆ 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ◆ 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施 ◆ 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取り組みの実施</p> <p>② 受入環境の充実による滞在型観光の推進 ◆ 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実 ◆ 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施する事業ごとに再整理 ★ 官民の連携した組織 イベントの各種実行委員会、 各種計画策定における検討委員会 など ★ 民間の取り組み 観光プロモーション、ファムトリップ、なら燈花会、なら瑠璃絵 各社寺の境内地の整備に向けた取り組み など</p> </div>
事業の進捗を図る指標	<p>— (特に設定せず)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>新たに追加</p> </div>	<p>また、全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする各事業に目標を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数 2) 奈良公園の園路における電線共同溝整備率 3) 奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合 4) 総合特区利子補給金制度を活用した宿泊施設の改修件数 5) 奈良市への年間外国人観光客数 6) 奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士数 <p>※その他、事業の進捗状況を宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合や旅館・ホテルの満足度など定性的・定量的な指標を用いて多面的に評価</p>
提案する特例	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財法第125条の現状変更許可の権限委譲による手続きの迅速化 ◆ 宿泊施設の改修に融資をする金融機関に対する利子補給金の支給 ◆ 奈良公園を熟知した通訳案内士による観光案内の実施 ◆ 境内地整備に係る都市公園法第16条に規定される保存要件の緩和 ◆ 地域自主戦略交付金の国費率の嵩上げ ◆ 旅行業法第3条の登録免除による宿泊施設による旅行商品の販売 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>先駆性のある取り組みを追加</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 ◆ 社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ ◆ 電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進 ◆ 古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進 ◆ 都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和 ◆ 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援 ◆ 旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売 ◆ 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

地域活性化総合特区：

奈良公園観光地域活性化総合特区

説明資料



平成25年4月

奈良県

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

◆ 奈良公園の概要

- ・ 明治13年に開園した県立都市公園であり、年間1,300万人以上が訪れる日本を代表する観光地
- ・ 世界遺産「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの文化財が点在
- ・ 大阪市や京都市から半径20km圏内、神戸市から半径60km圏内で京阪神からのアクセスが良好
- ・ 市街地に隣接し、鉄道駅（近鉄奈良駅、JR奈良駅）からのアクセスも良好
- ・ 周辺社寺（春日大社、興福寺、東大寺）等と都市公園が入り組んでおり、一体が奈良公園
- ・ 奈良公園の文化財や景観は、文化財保護法や古都法等の法規制により保護・保全
- ・ 天然記念物奈良のシカが生息し、奈良公園の周辺は独特の景観
- ・ 奈良公園の価値は自然資源、歴史・文化資源、公園資源とそれらが融合した風致景観



図1 奈良公園の位置

◆ 取組の実現を支える地域資源等の概要

自然資源

自然環境を構成するもの

- ① 特別天然記念物：
 - 春日山原樹林（世界遺産）
- ② 天然記念物：
 - 奈良のシカ、ルーミスジミ棲息地、春日大社ナギ樹林、知足院ナラノヤエサクラ など
- ③ その他：
 - 奈良公園周辺の眺望
 - 若草山
 - 片岡樹林
 - 巨樹、名木（良弁杉、衣掛柳 など）
 - 御蓋山（春日山）、手向山
 - 吉城川、翠川
 - 松（日本の名松100選）、桜（日本さくら名所100選）、杉、楓 など
 - 参道（東大寺参道、春日大社参道）、橋 など



歴史・文化資源

歴史・文化的背景をもつ建造物、美術工芸品、遺構、行儀事等

- ① 国宝（建造物）：
 - 東大寺金堂（大仏殿）、興福寺五重塔、春日大社本社
 - 正倉院正倉、新薬師寺本堂、元興寺極楽坊本堂 など 全19件
- ② 重要文化財（建造物）：
 - 旧春日大社板倉（円窓亭）、旧帝國奈良博物館（なら仏像館）
 - 旧奈良県物産陳列所（仏教美術資料研究センター） など 全28件
- ③ 国宝・重要文化財（美術・工芸品）：
 - 銅造盧舎那仏（東大寺大仏）、
 - 乾漆十大弟子立像（興福寺阿修羅像） など 全374件
- ④ 史跡、名勝：
 - 史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、史跡興福寺旧境内、
 - 史跡薬師古墳 など 全11件
 - 名勝奈良公園、名勝依水園、名勝旧大聖院庭園 全3件
- ⑤ 遺構：
 - 東大寺講堂跡、東塔跡、西塔跡、興福寺金堂跡、南大門跡 など
- ⑥ 世界遺産：
 - 東大寺、興福寺、春日大社
- ⑦ 伝統的行儀事：
 - 重要無形民俗文化財：春日若宮おん祭りの神事芸能 全1件
 - その他：東大寺二月堂修二会、采女祭、若草山焼き、
 - 春日大社万燈籠、東大寺万灯供養会、
 - 鹿の角切り、鹿寄せ、興福寺新御能、芝能 など
- ⑧ 文化施設（展示・鑑しを含む）：
 - 奈良国立博物館、寧楽美術館、奈良市写真美術館
 - 春日大社宝物館、興福寺国宝館、東大寺総合文化センター など



公園資源

公園利用に資するもの

- ① 池：
 - 鏡沢池、鷺池、荒池、みどり池、三社池、東大寺鏡池、
 - 大仏池、水宮神社鏡池
- ② 文化施設：
 - 吉城園（主棟・庭園）、旧世尊院、旧志賀直哉邸、入江春吉旧邸
- ③ 園地：
 - 登大路園地、春日野園地、浮雲園地、みどり池園地 など
- ④ 公園施設など：
 - 浮見堂、五十二段
 - 新公会堂（コンベンション施設、レストラン、庭園）、
 - シルクロード交差点（レストラン）、国際奈良学セミナーハウス
 - 文化会館、美術館、漢字舎、唐苑
 - 公園内便益施設（四季亭、クィーンアリスなど） など
- ⑤ 行儀事・イベント：
 - なら燈花会、なら環境絵 など
- ⑥ 休養施設：
 - トイレ、四阿、休憩所、ベンチ など
- ⑦ その他：
 - 県庁屋上からの眺望
 - 園路、公園内遊歩道、奈良奥山ドライブウェイ
 - 観光案内所、観光案内板
 - ライトアップ施設、夜間照明
 - 駐車場、公園内移動施設（くるっとバス）
 - 古都買入地 など



奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

★ 奈良公園の現状

◆ 奈良県の現状

- 奈良県への観光客は約3,500万人/年で、奈良公園周辺（奈良市）へは県全体の約1/3の約1,300万人/年の観光客が訪れており、奈良公園は奈良県の観光の中心的な役割を担っている。
- 奈良県の宿泊施設数は全国で43位、客室数は最下位となっており、宿泊者の受け皿が十分に確保されていない。
- 奈良県では、地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るため、「経済の活性化」を3つの柱の1つとして掲げており、観光振興を重要な政策課題としている。

◆ 他都市との比較（H22）

- 奈良市は観光客数が1,842万人/年、宿泊者数が200万人/年で、近隣の観光地である京都市の観光客数の約4,900万人/年、宿泊者数の約1,300万人/年と比較しても大きく下回っている状況。
- 奈良市の宿泊者数の割合は約10%であり、京都市の約26%、同様の観光地である金沢市の約30%と比較しても大きく下回る低い水準。
- 奈良市と京都市の観光消費額を比較すると、宿泊客では約29,000円/人、日帰り客では約7,000円/人と、ほぼ同額であるが、奈良市は宿泊者数が少ないことから一人あたりの平均観光消費額は9,000円/人となり、京都市の13,000円/人を大きく下回っている状況。

◆ 地域の現状と課題

【現状】

- 奈良公園周辺への観光客は、ならシルクロード博覧会（S63）時に1,606万人/年、平城遷都1300年祭（H22）時に1,842万人/年と大きく盛り上がるが、一時的なものに留まっている。
- 奈良公園周辺への観光客に対する宿泊者数の割合は約10.6%（H22）であり、全国平均の約15.4%を大きく下回っている。

【政策課題】

- 奈良公園は資源を数多く有しているが、これら資源の「維持」、「利活用」が不十分である。

資源の「維持」に関する課題

- 外来種による春日山原始林の荒廃
- 樹木の生長による眺望の障害
- 「奈良のシカ」による交通事故の増加
- 伝統的行祭事の維持・継承
- 景観を構成する池の土砂堆積
- 公園施設の老朽化
- 県有建築物の老朽化・低未利用 など

資源の「利活用」に関する課題

- 自動車と歩行者の動線の交錯
- 観光バスなどによる交通渋滞
- 高齢者等の移動困難
- トイレ等の老朽化など周遊環境の不備
- 情報発信・提供の不足
- 古都買入地の低未利用
- 若草山の入場者数の減少 など

- ・ 史跡を含めた貴重な文化財等の維持・利活用が進んでいない。
- ・ 奈良公園周辺は厳しい法規制により、宿泊施設の更新が進まない。

表1 奈良公園への観光客数と宿泊者数（H14～H23）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
観光客数 (千人)	13,899	13,930	12,933	13,050	13,468	13,883	14,351	13,996	18,415	13,135
宿泊者数 (千人)	1,978	1,994	1,977	1,928	2,063	2,188	2,284	1,426	1,956	1,356
宿泊率	14.2%	14.3%	15.3%	14.8%	15.3%	15.8%	15.9%	10.2%	10.6%	10.3%

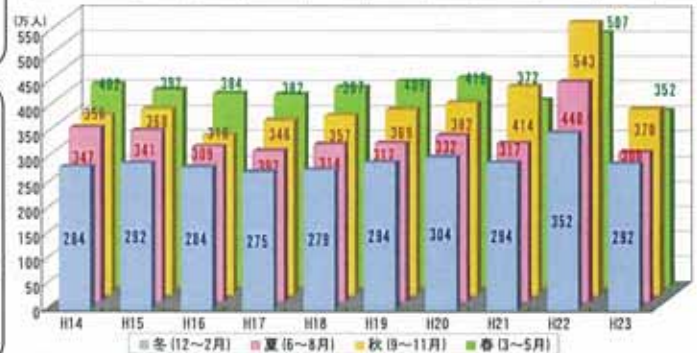


図2 奈良公園への季節別の観光客数（H14～H23）

表2 奈良市と他都市との比較（H22）

分野	項目	単位	奈良市	京都市	金沢市
観光入込客数	観光入込客総数	(千人)	18,415	49,555	8,152
	観光入込客数 (宿泊)	(千人)	1,956	13,100	2,516
	観光入込客数 (日帰り)	(千人)	16,459	36,455	5,636
	宿泊率 (宿泊÷全体)	%	10.6%	26.4%	30.9%
観光消費額	総観光消費額	(百万円)	166,130	649,154	—
	一人あたり観光消費額	(円/人)	9,021	13,100	—
	一人あたり観光消費額 (宿泊)	(円/人)	29,405	29,740	—
	一人あたり観光消費額 (日帰り)	(円/人)	6,564	7,120	—



写真：老朽化し低未利用の県有施設（旧青少年会館）



写真：観光バスによる渋滞施設（旧青少年会館）

政策課題

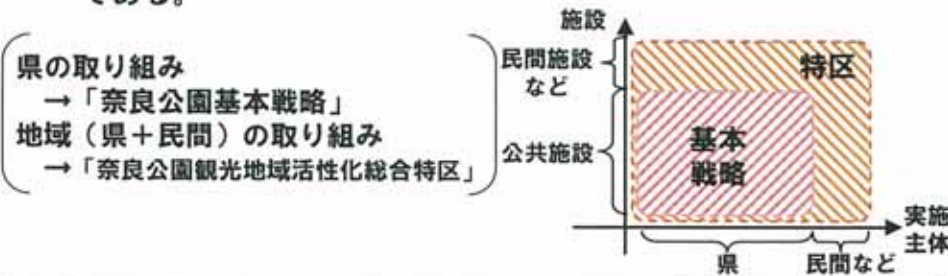
- ① 奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興
- ② 受入環境の充実による滞在型観光の推進

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

★ 奈良公園における取り組みのスキーム

◆ 基本戦略と特区の考え方

県は奈良公園の現状と課題を踏まえ、奈良公園の更なる魅力の向上や地域の活性化を図るため、県が主体となって取り組む「奈良公園基本戦略」を策定し、さらに地域が主体となって取り組む「奈良公園観光地域活性化総合特区」の申請を行うものである。



★ 奈良公園でのこれまでの取り組み

奈良公園基本戦略の策定（平成24年2月）

◆ 策定の目的

一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の抱える課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性を整理し、重点的な取組をとりまとめる。

◆ 基本方針

県がトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、更なる魅力の向上や魅力の創出に努める。



◆ 具体的な取組み（抜粋）

【維持】

- 春日山原始林の再生
- 奈良のシカの適切な保護・育成
- 奈良公園の植栽計画の策定
- 奈良公園への行祭事の支援
- 吉城園主棟の改修
- 植生植栽の適切な維持管理 など

【利活用】

- 歩道の整備
- 周遊バスの導入
- 登大路駐車場のターミナル化
- 案内サインの整備
- 水辺空間の有効活用
- 高畑町周辺地区の整備 など

★ 総合特別区域の区域

〈区域設定の考え方〉

都市公園奈良公園や周辺社寺、観光拠点への来訪者を考慮し、奈良公園周辺に着地する地点から目的地および奈良公園周辺を周遊する経路を含むエリア（＝奈良公園基本戦略対象エリア）



★ 特区申請の目的と姿勢および基本方針

◆ 特区申請の目的

奈良公園を「世界に誇れる公園」にするため、奈良公園の自然、歴史・文化、公園資源の「維持」、「利活用」を進め、社寺や宿泊事業者など民間と連携し、更なる地域の活性化を図る。

◆ 特区申請にあたっての県の姿勢

県は特区申請に併せて、基本戦略の推進、基金の創設や観光拠点と宿泊施設を結ぶバスの運行など地域独自の取組を行い、更なる地域の活性化を図るため、県が責任をもって推進する。

◆ 政策課題に対する解決策

① 奈良公園の資源の維持・利活用による観光の振興

- ・ 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成にむけた取り組みの実施
- ・ 史跡における境内地整備に向けて取り組みの実施
- ・ 奈良公園のにぎわいづくりに向けた取り組みの実施

② 受入環境の充実による滞在型観光の推進

- ・ 奈良公園への宿泊客への受入環境の充実
- ・ 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実

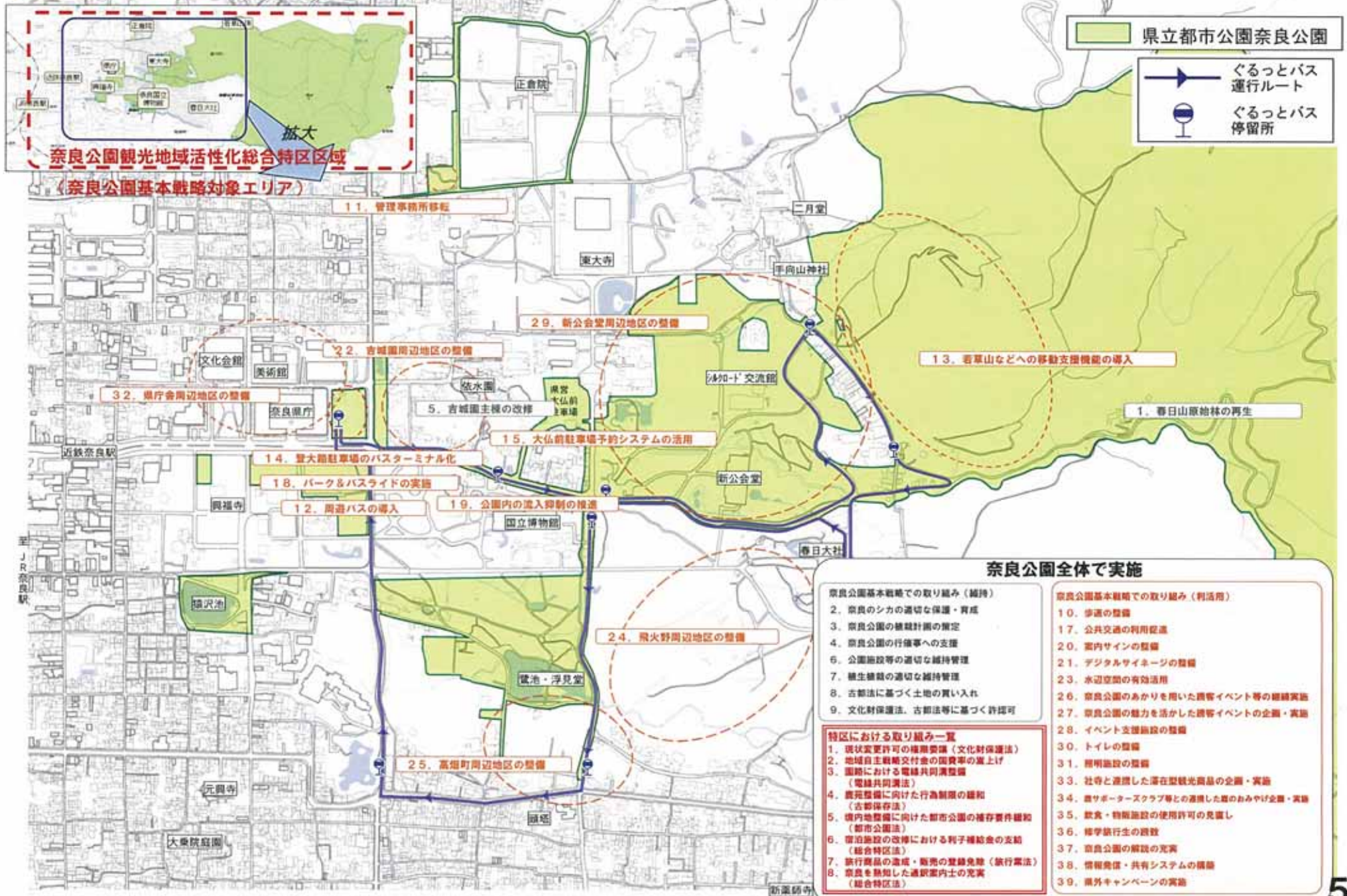
奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

★ 取組を支える具体的な事業

政策課題	目標達成のために実施する事業	No.	取組み	特例措置				関係省庁
				規制緩和	税制特別	財政支援	金融支援	
奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興	奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の「維持」・「利活用」に向けた取組みの実施	1	文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 (春日山原始林の保全と林業の担い手育成)	○				文化庁
		2	社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ (事業の重点化による世界に誇れる公園の実現)			○		国交省
		3	電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝の整備推進 (奈良公園の眺望・景観の保全)	○				国交省
		4	古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進 (奈良のシカの保護・育成)	○				国交省
	史跡における境内地整備など歴史・文化資源の「維持」・「利活用」に向けた取組みの実施	①	文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 (歴史的建造物の復元促進)	○				国交省
		②	社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ (事業の重点化による世界に誇れる公園の実現)			○		国交省
		5	都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和 (歴史的建造物の復元促進)	○				国交省
	奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の「維持」・「利活用」に向けた取組みの実施	①	文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 (鹿苑などインフラ整備の推進)	○				文化庁
		②	社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ (事業の重点化による世界に誇れる公園の実現)			○		国交省
	受入環境の充実による滞在型観光の推進	奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取組みの実施	①	文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化 (ホテル・旅館など民間施設の改修促進)	○			
6			総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援 (宿泊客の受入環境の充実)				○	内閣府
7			旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売 (宿泊客の受入環境の充実)	○				国交省 観光庁
8		奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施 (外国人観光客の受入環境の充実)	○				国交省 観光庁	

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

★ 取組を支える具体的な事業（位置図）



奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

★ 地域協議会の活動状況

平成24年度 地域協議会設立
 第1回地域協議会開催（平成24年 9月11日（火））
 第2回地域協議会開催（平成24年 3月 1日（金））
 平成25年度 第3回地域協議会開催（平成25年 4月23日（火））

★ 地域協議会のメンバー構成

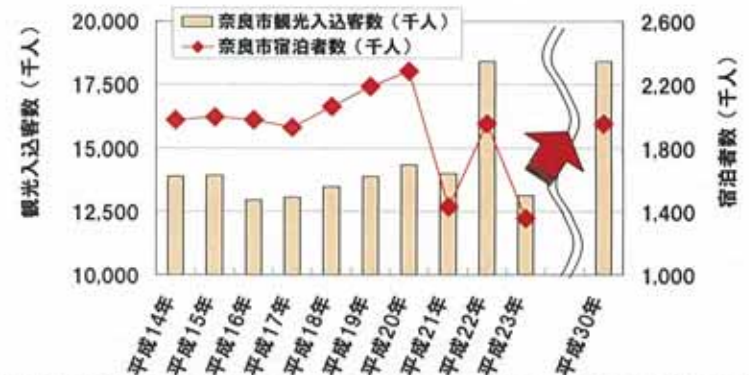
周辺社寺関係 : 春日大社、興福寺、東大寺
 旅館・ホテル関係 : 奈良市旅館・ホテル組合
 商業・金融関係 : 奈良商工会議所、(株)南都銀行
 交通関係 : 西日本旅客鉄道(株)、近鉄日本鉄道(株)、奈良交通(株)
 電気通信事業者 : 関西電力(株)、西日本電信電話(株)
 NPO等 : なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会
 行政機関ほか : (社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、
 奈良市中心市街地活性化協議会、
 奈良国立博物館、奈良市、奈良県

★ 地域の責任ある関与

- ◆ 地域独自の税制・財政・金融上の支援
 - (仮称)奈良公園観光地域活性化サポート基金の創設
 文化財の修復や歴史的建造物の復元、イベントの実行委員会等を支援する基金を県が創設・運営
- ◆ 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定
 - 奈良公園基本戦略の策定
 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」するための県が主体となって取り組む奈良公園基本戦略を策定
- ◆ 地方公共団体等の体制の強化
 - 奈良公園室の設置（平成23年4月）
 県土木部まちづくり推進局（現：県土マネジメント部）に奈良公園室を設置し、奈良公園に関する事業をワンストップで実施

★ 目標

- ◆ 年間観光客数
1,314万人(H23) → 1,842万人(H30)
- ◆ 年間宿泊者数
136万人(H23) → 196万人(H30)
- ◆ 年間観光消費額
1,172億円(H23) → 1,655億円(H30)



全体の取り組みを補完するため、目標を達成するため実施しようとする各事業に目標を設定する。

- 1) 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物の現状変更許可の平均処理日数
- 2) 奈良公園の園路における電線共同溝整備率
- 3) 奈良公園でのシカの死亡に対する交通事故での死亡の割合
- 4) 総合特区利子補給金制度を活用した宿泊施設の改修件数
- 5) 奈良市への年間外国人観光客数
- 6) 奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士数

※その他、事業の進捗状況を宿泊を目的とした夜間イベントの入場者に占める宿泊者数の割合や旅館・ホテルの満足度など定性的・定量的な指標を用いて多面的に評価

★ 経済効果

5年後の経済効果 : 372億円
 5年後の新たな雇用 : 4,306人

【参考】観光消費額

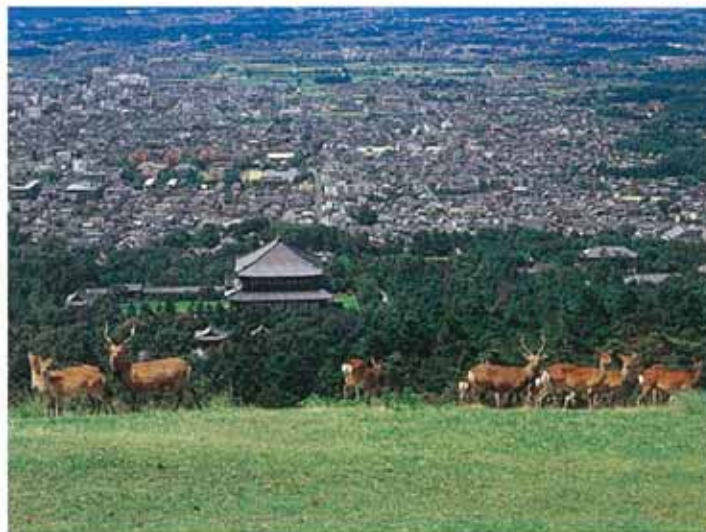
1,172億円(H23) → 1,655億円(H30)

※ H24年およびH33年の観光消費額はH22年の原単位から算出

地域活性化総合特区：

奈良公園観光地域活性化総合特区

想定している取り組み



平成25年4月

奈良県

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

1. 文化財保護法に規定する現状変更許可の特例について（1）

◆ 現状の手続きの状況

エリア	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	文化庁協議	文化庁通達	市委任	文化庁協議	文化庁通達	市委任	文化庁協議	文化庁通達	市委任
奈良県内	8	151	138	10	122	134	7	124	127
奈良公園特区	1	56	56	2	58	57	1	43	54
名勝奈良公園	1	36	54	2	34	46	1	32	49

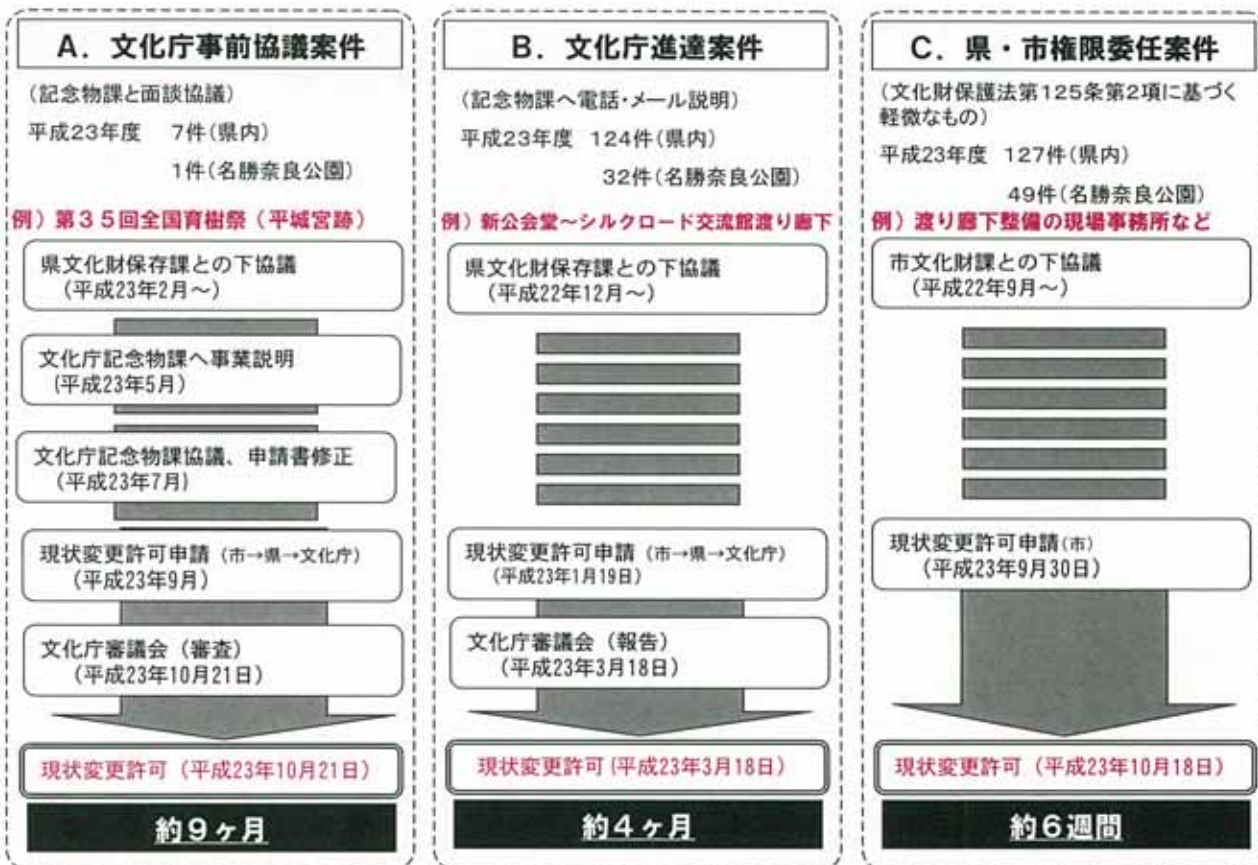
奈良公園特区の史跡名勝天然記念物

◆ 史跡

東大寺旧境内、春日大社境内、興福寺旧境内、鶯塚古墳、春日山石窟仏、地獄谷石窟仏、頭塔、元興寺塔跡、元興寺極楽坊境内、元興寺小塔院跡、東大寺東南院境内

◆ 名勝

奈良公園、依水園、旧大乗院庭園



◆ 現状変更許可の権限委譲

- ① 名勝奈良公園の管理計画策定により、施行令第5条第4項第1号ヌの規定による事務委譲の対象拡大
- ② 県・市権限委任事務の対象拡大(施行令第5条第4項第1号イ～リの規定の対象拡大)

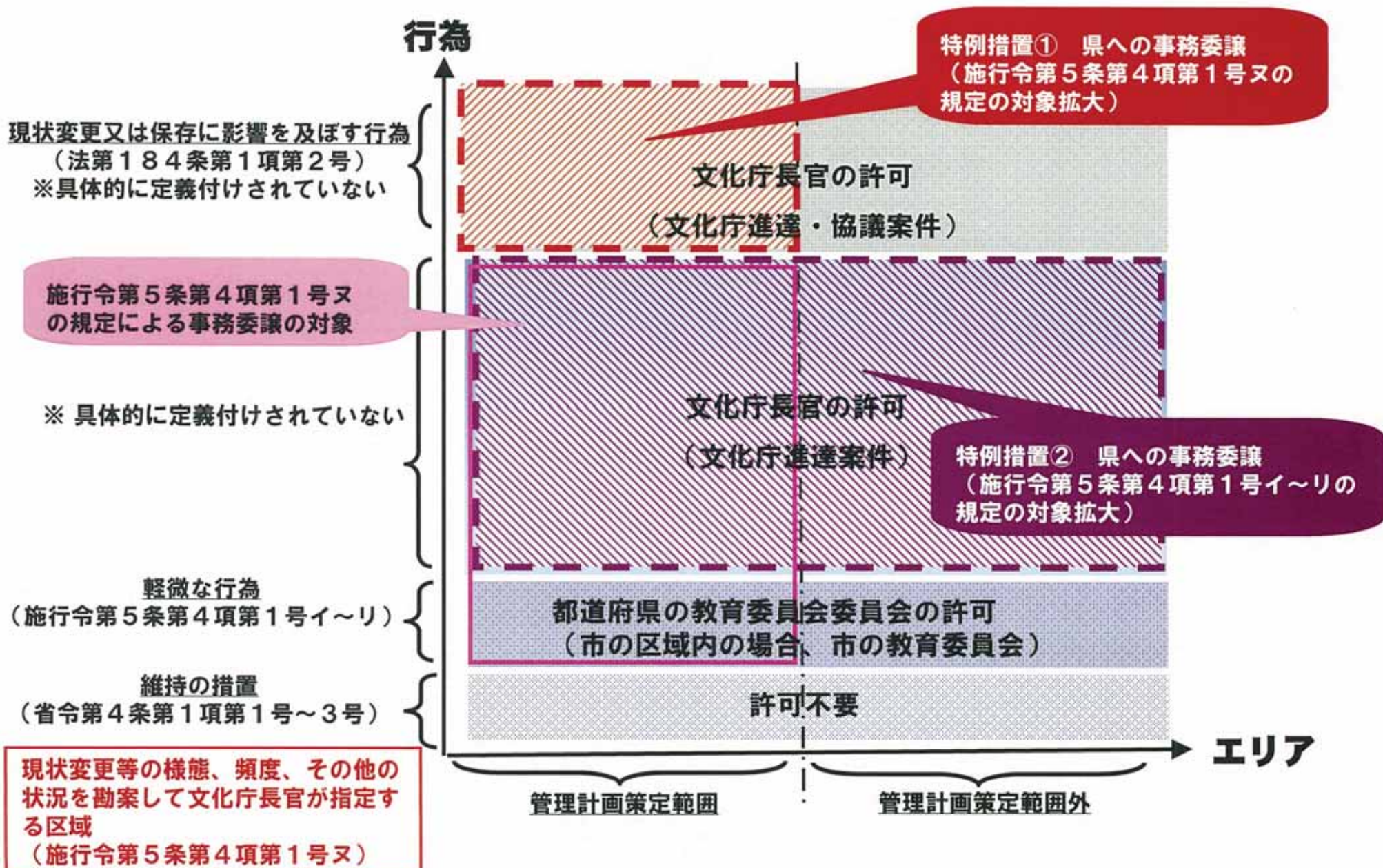
★ 事務委譲のイメージ



権限委譲で実施するメリット

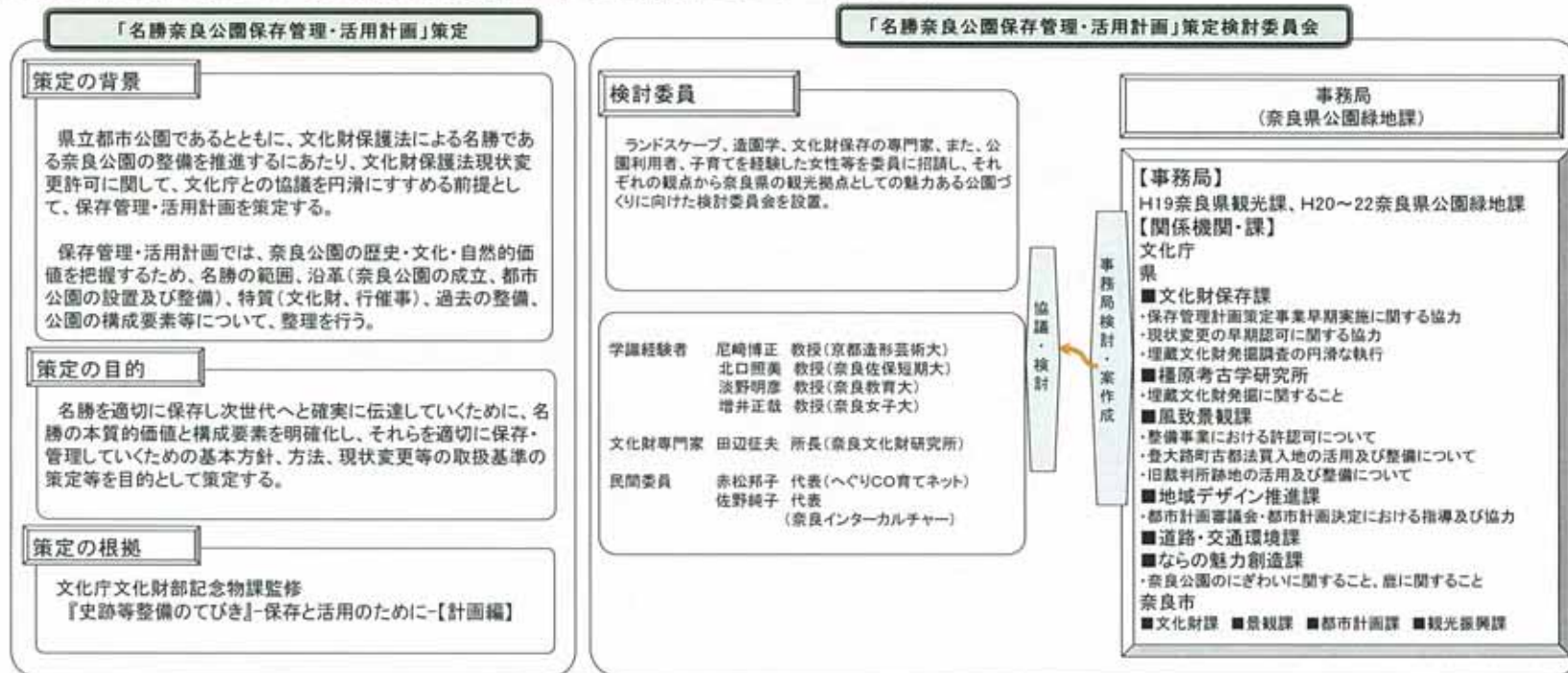
- ① 申請者の負担軽減
- ② 許認可のスピードup
- ③ 国の事務が軽減

1. 文化財保護法に規定する現状変更許可の特例について（2）

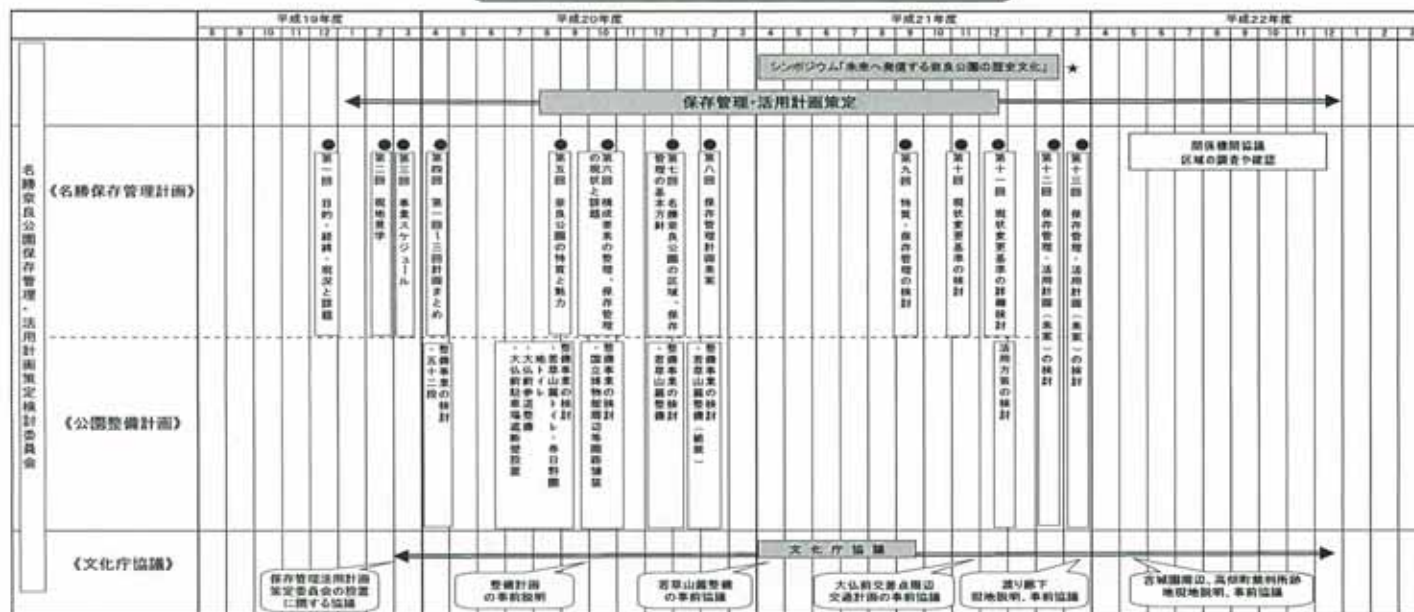


奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

1. 文化財保護法に規定する現状変更許可の特例について（3）



名勝保存管理・活用計画スケジュール



1. 文化財保護法に規定する現状変更許可の特例について（4）



春日山原始林の荒廃状況



鹿苑の状況（外周柵の老朽化）



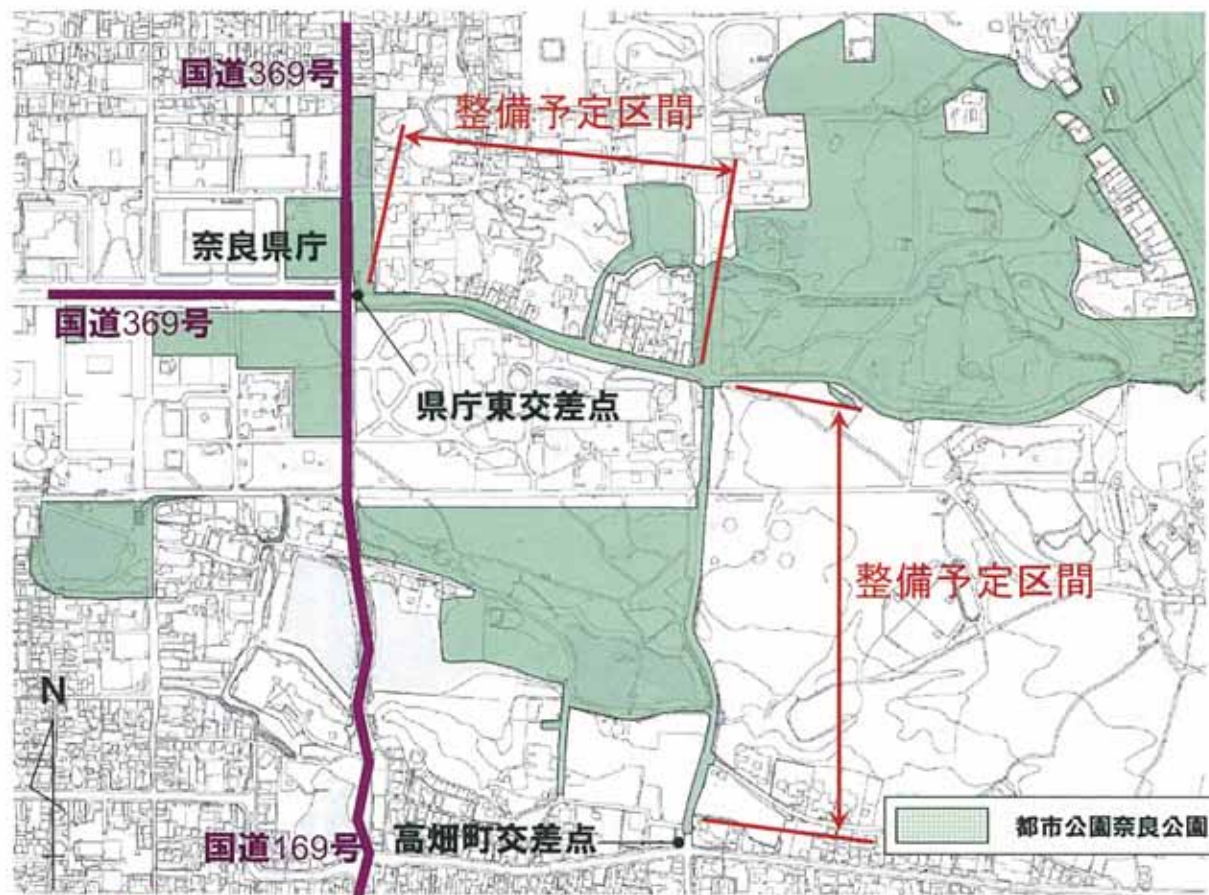
吉城園の状況（吉城園主棟の老朽化）



鹿苑の状況（土砂やシカの糞尿の流出による環境悪化）

文化財保護法の史跡名勝天然記念物の現状変更許可の権限委譲により、事業のスピードアップが見込める

3. 電線共同溝法の読み替えによる園路における電線共同溝整備について



電線共同溝法

(目的)

第一条 この法律は、電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。

都市公園法第2条第2項第1号に規定する園路は電線共同溝法の対象外となっているため、電線共同溝法第2条の読み替えにより、都市公園法第2条第2項第1号に規定する園路における電線共同溝の整備を推進するため、規制緩和を図る



現在



整備後イメージ

4. 古都保存法に規定する特別保存地区内の行為制限の緩和について

■ 鹿苑の現状について



▲角きり場



▲老朽化の進む外周柵



▲放飼場内



▲汚水の垂れ流し



▲角きり場への階段アクセス

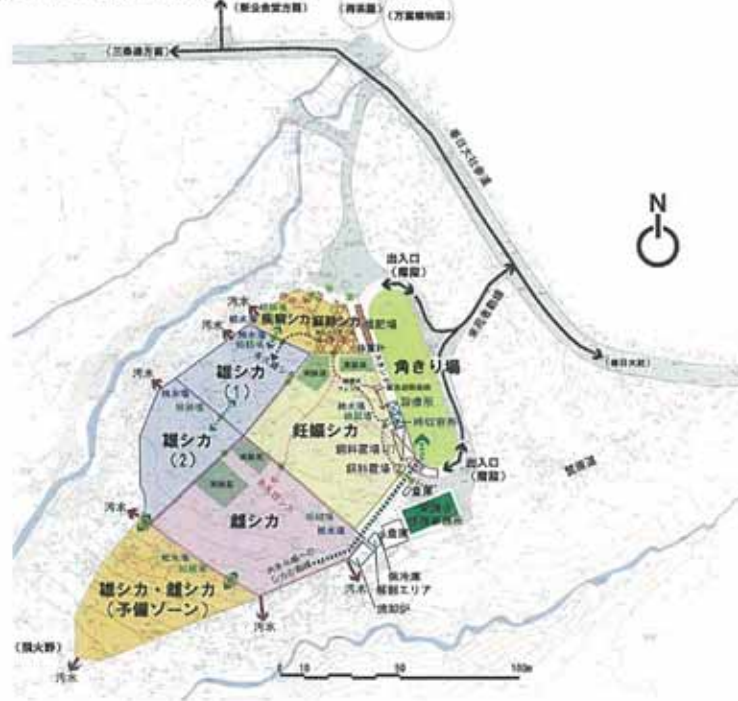
古都保存法

(特別保存地区内における行為の制限)

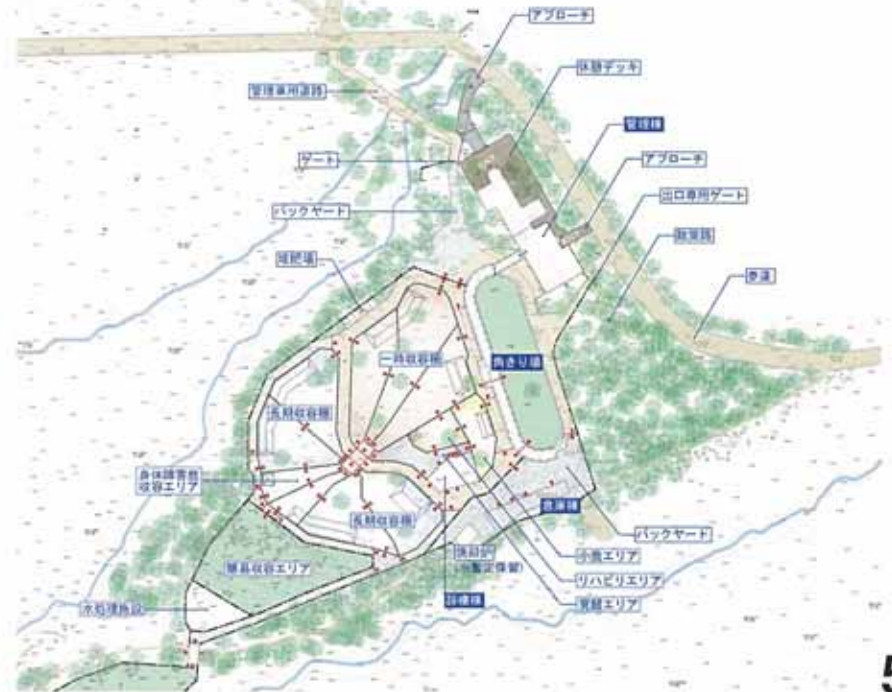
第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 三 木竹の伐採
- 四 土石の類の採取
- 五 建築物その他の工作物の色彩の変更
- 六 屋外広告物の表示又は掲出
- 七 前各号に掲げるもののほか、歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

【現在】鹿苑の利用状況（4月～7月）



【参考】鹿苑改修のイメージ



5. 都市公園法に規定される都市公園の保存要件に関する特例について

奈良公園は都市公園奈良公園と周辺社寺等と一体的に構成

都市公園法で都市公園の保存が規定

社寺が境内地の整備計画を策定
(文化庁を含む委員会で検討)

社寺が実施する境内地整備に併せて都市公園法第16条の特例措置の適用を申請

◆ 奈良公園の変遷



①誕生
：明治13年、約14ha



②拡張(県立奈良公園)
：明治22年、約535ha



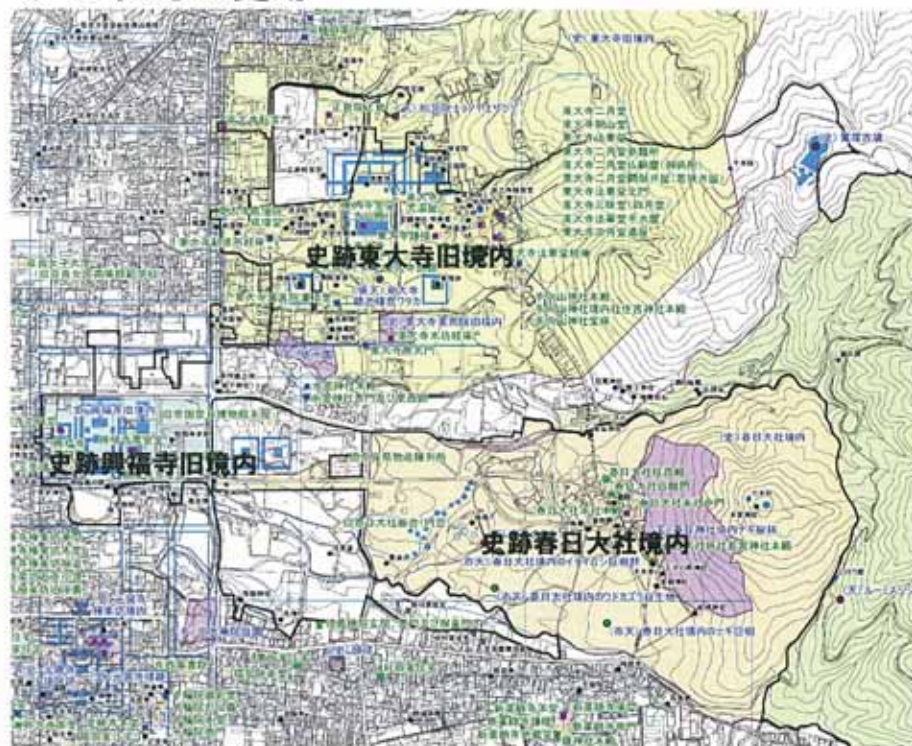
③社寺境内地の解除
：昭和15年・昭和24年～26年、約500ha



④奈良県立都市公園
：現在、502ha



◆ 3社寺の史跡



奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

6. 総合特区法に規定される利子補給金について

	① 制度融資+利子補給制度 (現：奈良県制度)	② 総合特区支援利子補給制度 (特区指定に併せて県が設置予定)	③ 総合特区支援利子補給金制度	④ 奈良公園観光地域活性化特区 (②+③の組み合わせ)
金融機関	県制度誘致取扱機関(南都銀行など9行) ※ 南都銀行を想定	県制度誘致取扱機関(南都銀行など9行) ※ 南都銀行を想定	指定金融機関(総合特区法第56条に規定) ※ 南都銀行を想定	指定金融機関(総合特区法第56条に規定) ※ 南都銀行を想定
スキーム				
イメージ				
事業者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初 実質負担：0% (保証料0.45%~1.56%を除く) ◇ 5年後以降 実質負担：1.835% 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初 実質負担：0.675% ◇ 5年後以降 実質負担：2.675% 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初 実質負担：1.975% ◇ 5年後以降 実質負担：2.675% 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初 実質負担：0% ◇ 5年後以降 実質負担：2.675%
備考	◇ 制度融資・保証に限度枠あり(約2.8億円)			◇ 総合特区利子補給金は地方公共団体が単独事業として実施する利子補給金制度又は低利融資制度との併用は可能

総合特区による利子補給金制度を適用することで、②と③の組み合わせが可能となり、事業者の選択肢が増える

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

7. 旅行業法に規定される旅行業代理業の特例について

区分	登録行政庁 (申請先)	業務範囲					登録要件		
		企画旅行			手配 旅行	営業 保証金	基準 資産	旅行業務 取扱管理 者の選任	
		募集型		受注型					
		海外	国内						
旅行者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7,000万	3,000万	必要
	第2種	主たる営業所の所在地を 管轄する都道府県知事	×	○	○	○	1,100万	700万	必要
	第3種	主たる営業所の所在地を 管轄する都道府県知事	×	△ <small>(隣接市町村)</small>	○	○	300万	300万	必要

**旅行者は営業所ごとに、旅行業務取扱管理者を選任が必要なため、
特区により、一定の研修による特区内旅行業務取扱管理者の選任を可能とする**

宿泊施設における地域資源を活かした募集型企画旅行商品の企画・販売により旅行者の滞在を促進

奈良公園観光地域活性化総合特区の概要

8. 総合特区法に規定される総合特区通訳案内士について

◆ 奈良県への外国人観光客について

- 平成18年以降、年間約50万人前後の外国人観光客が来訪
- 過去10年で、都道府県別でも全国10～12位前後
- 平成22年度で奈良県への訪問率は約7.5%（全国11位）

表 外国人観光客数の推移

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
観光客数	全国	5,238,963	5,211,725	6,137,905	6,727,926	7,334,077	8,346,969	8,350,835	6,789,658	8,611,175	6,218,747
	奈良県	272,000	261,000	295,000	330,000	447,000	593,000	543,000	421,000	646,000	236,000
奈良県への訪問率		5.2%	5.0%	4.8%	4.9%	6.1%	7.1%	6.5%	6.2%	7.5%	3.8%
訪問率全国順位		10	10	10	11	11	10	10	11	11	12

紀伊半島大水害
(平成23年9月)

全国における県の位置(H22)

- 全体11位(7.5%)
- 韓国10位(7.5%)
- 台湾10位(7.0%)
- 中国12位(3.0%)
- 香港16位(2.8%)
- 米国7位(7.7%)
- 仏国4位(20.6%)



奈良県内での外国人観光客の訪問先

◆ 奈良県の通訳案内士の登録状況【平成23年4月1日現在】

- 全国の登録者数15,371名のうち奈良県は276名（約1.8%）
- 登録のうち、英語の登録者が215名（約74%）

◆ 奈良県への外国人観光客の訪問先

- 奈良県の訪問先として、東大寺（169）が最も多く、次が奈良公園（86）
- 奈良公園周辺（東大寺、奈良公園、興福寺、春日大社など）で約7割

- 奈良県は訪問率が約7%前後で全国有数の外国人観光客の訪問箇所
- 県の通訳案内士は全国の通訳案内士の約1.8%で通訳案内士が不足
- 奈良公園周辺は観光施設が多いことから、県への外国人観光客の約7割が来訪

奈良公園周辺は観光施設が多く立地し、外国人観光客が奈良の歴史・文化に精通した英語等の特区通訳案内士の充実は、外国人観光客の満足度の向上に繋がり、地域の活性化に大きく寄与すると推測

奈良公園基本戦略

平成24年 2月

奈良県まちづくり推進局奈良公園室

奈良公園の価値

- 奈良公園は国内外から年間1,000万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地であり、市街地に隣接した公園である。
- 奈良公園には世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの資源が存在している。
- 奈良公園の価値とは、奈良公園の自然資源、歴史・文化資源、公園資源、及び各資源が融合した独特の風致景観である。

◆ 奈良公園の資源として次のようなものが存在する。

自然資源

自然環境を構成するもの

①特別天然記念物：

春日山原始林（世界遺産）

②天然記念物：

奈良のシカ、ルースシジミ棲息地、春日大社ナギ樹林、
知足院ナラノヤエザクラ など

③その他：

奈良公園周辺の眺望

若草山

片岡梅林

巨樹、名木（良井杉、衣掛柳 など）

御蓋山（春日山）、手向山

吉城川、平川

松（日本の名松100選）、桜（日本さくら名所100選）、

杉、楓 など

参道（東大寺参道、春日大社参道）、堀 など

歴史・文化資源

歴史・文化的背景をもつ建造物、美術工芸品、遺構、行儀事等

①国宝（建造物）：

東大寺金堂（大仏殿）、興福寺五重塔、春日大社本社

正倉院正倉、新薬師寺本堂、元興寺極楽坊本堂 など 全19件

②重要文化財（建造物）：

旧春日大社板倉（円窓亭）、旧帝國奈良博物館（なら仏像館）

旧奈良県物産陳列所（仏教美術資料研究センター） など 全28件

③国宝・重要文化財（美術・工芸品）：

銅造盧舎那仏（東大寺大仏）、

乾漆十大弟子立像（興福寺阿修羅像） など 全374件

④史跡、名勝：

史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、史跡興福寺旧境内、

史跡鸕鷀古墳 など 全11件

名勝奈良公園、名勝依水園、名勝旧大乗院庭園 全3件

⑤遺構：

東大寺講堂跡、東塔跡、西塔跡、興福寺金堂跡、南大門跡 など

⑥世界遺産：

東大寺、興福寺、春日大社

⑦伝統的行儀事：

重要無形民俗文化財：春日若宮おん祭りの神事芸能 全1件

その他：東大寺二月堂修二会、采女祭、若草山焼き、

春日大社万燈籠、東大寺万灯供養会、

鹿の角切り、鹿寄せ、興福寺新御能、芝能 など

⑧文化施設（展示・催しを含む）：

奈良国立博物館、寧楽美術館、奈良市写真美術館

春日大社宝物館、興福寺国宝館、東大寺総合文化センター など

公園資源

公園利用に資するもの

①池：

鴛池、鷺池、鶯池、みどり池、三社池、東大寺鏡池、
大仏池、氷室神社鏡池

②文化施設：

吉城園（主棟・庭園）、旧世尊院、旧志賀直哉邸、入江泰吉旧居

③園地：

登大路園地、春日野園地、浮雲園地、みどり池園地 など

④公園施設など：

浮見堂、五十二段

新公会堂（コンベンション施設、レストラン、庭園）、

シルクロード交流館（レストラン）、国際奈良学セミナーハウス

文化会館、美術館、東庁舎、鹿苑

公園内便益施設（四季亭、クィーンアリスなど） など

⑤行儀事・イベント

なら燈花会、なら福漬絵 など

⑥休養施設：

トイレ、四阿、休憩所、ベンチ など

⑦その他：

県庁屋上からの眺望

園路、公園内遊歩道、奈良奥山ドライブウェイ

観光案内所、観光案内版

ライトアップ施設、夜間照明

駐車場、公園内移動施設（ぐるっとバス）

古都買入地 など

奈良公園の現状における課題

主に「維持」に関する課題

自然資源

- ナンキンハゼ等の外来種の侵入による春日山原始林の荒廃
- 「奈良のシカ」による交通事故の増加や農産物の被害
- 奈良公園周辺における樹木の生長による眺望の阻害

歴史・文化資源

- 伝統的行催事の維持・継承

公園資源

- 鷺池、大仏池など景観を構成する池の土砂堆積・水質悪化
- 浮見堂、五十二段など公園施設の老朽化
- 吉城園主棟、旧青少年会館など県有建築物の老朽化・低未利用

主に「利活用」に関する課題

移動

- 自動車と歩行者の動線の交錯
- 移動手段の不足による高齢者等の移動困難
- 観光バスなどによる交通渋滞

にぎわい

- 観光オフシーズンにおける来訪者の減少
- 若草山の入場者数の減少
- 宿泊施設数の不足や宿泊稼働率の低迷
- 鹿苑の老朽化
- 古都買入地の低未利用

コンベンション

- 新公会堂の不十分なコンベンション機能

周遊環境

- トイレ、ベンチ等の不足、老朽化による周遊環境の不備
- 照明の不足による危険な夜間利用
- 県庁舎など観光交流拠点における魅力不足

満足度

- 公園内空き店舗の増加など来訪者へのサービス低下

情報

- 情報発信・情報提供の不足
- 統一した観光案内サインの不足

- 奈良公園には資源が豊富にあるにも関わらず、資源の「維持」や「利活用」が不十分である。
- 具体的には、自然資源では特別天然記念物「春日山原始林」の荒廃、歴史・文化資源では伝統的行催事の維持、公園資源では鹿苑の老朽化など様々な課題があり、このままでは奈良公園の価値が失われていくことが危惧される状況である。

■ 奈良公園基本戦略の基本方針

目的

一人でも多くの方に奈良公園へ訪れてもらうため、奈良公園の抱える課題を解決し、奈良公園を名実ともに「世界に誇れる公園」にしていくことを目指すものとして、基本的な考え方や今後の方向性、重点的な取組を整理する。

基本方針

県がトータルマネジメントを行い、奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力の向上や魅力の創出に努める。

基本方針の実現に向けた

3つの柱

維持

① 価値を守る

利活用

② 魅力を活かす

取組体制

③ 県が主体的に取り組む

○ 対象エリア

奈良公園周辺一帯(右図参照)

JR奈良駅から東側で、南は高畑町と奈良町を含み、北側は東大寺転轄門(正倉院西側)付近まで

○ 施策実施の基本スタンス

・本基本戦略で掲げる具体的な施策・事業は、各ゾーンの資源への影響について十分に検証を行い、できる限り影響を小さくして実施するものとする



■ 基本方針の実現に向けた施策・事業

維持

(1)

◇ 自然資源の保存

◆ 天然記念物の維持・管理

1. 春日山原始林の再生

春日山原始林を荒廃から守り再生するため、(仮称)春日山原始林再生計画を策定し、特別天然記念物である春日山原始林の再生に努める。

2. 奈良のシカの適切な保護・育成

奈良公園に生息する天然記念物の「奈良のシカ」を適切に保護・育成する。

◆ 植生の維持・管理

3. 奈良公園の植栽計画の策定

樹木の生長による眺望の阻害等に対応するため、(仮称)奈良公園植栽計画を策定し、奈良公園周辺の植生を適切に維持・管理する。

◇ 歴史・文化資源の保存

◆ 行催事の維持・継承

4. 奈良公園の行催事への支援

古都奈良の早春を告げる伝統的行事である若草山焼きなど伝統的行事の維持・継承のため、奈良公園で実施される行催事等を支援する。

■ 基本方針の実現に向けた施策・事業

維持

(2)

◇ 公園資源の保存

◆ 工作物・建築物の維持・管理

5. 吉城園主棟の改修

吉城園主棟及び周辺施設を改修し、奈良の文化に触れる品格の高い空間づくりを行う。

6. 公園施設等の適切な維持管理

公園施設の管理水準の維持・向上に努め、再訪したいと思わせる快適な環境づくりを行う。

◆ 植生植栽の維持・管理

7. 植生植栽の適切な維持管理

植生植栽などの管理水準の維持・向上に努め、再訪したいと思わせる快適な環境づくりを行う。

◆ 土地の買い入れによる資源への影響を抑制

8. 古都法に基づく土地の買い入れ

古都法第11条に基づく土地の買い入れを実施し、歴史的風土の保存に努め、資源への影響を抑制する。

◆ 建築や造成等における資源への影響を抑制

9. 文化財保護法、古都法等に基づく許認可

文化財保護法125条に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更や古都法6条に基づく特別保存地区内の建築物の新築など各種法令による許認可により、資源への影響を抑制する。

■ 基本方針の実現に向けた施策・事業

利活用

(1)

◇ 移動の円滑化 ①

◆ 安全・安心な歩行環境整備

10. 歩道の整備

徒歩で周遊する来訪者に対して、プロムナード化など歩道整備を行い、安全・安心な歩行環境を創出する。

11. 管理事務所の移転

園路への車両の乗り入れを抑制するため、管理事務所の移転を行い、歩行者の安全性を確保する。

◆ 移動支援機能の導入

12. 周遊バスの導入

広範囲の移動を円滑にするため、周遊バスを本格導入する。

13. 若草山などへの移動支援機能の導入

高齢者へのバリアフリー対策の一環として、多くの方に若草山からの眺望を楽しんでもらうための若草山への移動支援施設の整備など、公園内に移動支援機能を導入する。

◆ 公共交通機関の利用環境の向上

14. 登大路駐車場のバスターミナル化

県営登大路駐車場は、観光団体バスや周遊バスなどのバスターミナル化の検討を進め、公共交通機関の利用環境を向上させる。

15. 大仏前駐車場予約システムの活用

県営大仏前駐車場に導入した駐車場予約システムを活用し、利用者の需要を調整することにより、利便性を向上させる。

16. 行基広場屋根の整備

近鉄奈良駅前の行基広場に屋根を整備し、交通結節点の環境を改善する。

■ 基本方針の実現に向けた施策・事業

利活用

(2)

◇ 移動の円滑化 ②

◆ マイカーの流入抑制

17. 公共交通の利用促進

観光交通による慢性的な渋滞の解消など来訪環境の向上に向けて、公共交通の利用を促進する。

18. パーク&バスライドの実施

観光交通による慢性的な渋滞の解消など来訪環境の向上に向けて、パーク&バスライドを実施し、公園内への流入を抑制する。

19. 公園内の流入抑制の推進

公園内道路の一方通行化など公園内への流入を抑制する。

◆ 動線を踏まえた適切な案内サイン整備

20. 案内サインの整備

広大な奈良公園を迷うことなく周遊するため、統一したわかりやすい案内サインの整備を進める。

21. デジタルサイネージの整備

リアルタイムに情報の発信ができるデジタルサイネージの整備を進める。

基本方針の実現に向けた施策・事業

利活用

(3)

◇ にぎわいづくり

◆ 多様な公園利用者をもてなす施設等の整備

2 2. 吉城園周辺地区の整備

吉城園主棟及び周辺施設を改修し、奈良の文化に触れる品格の高い空間づくりを行う。

2 3. 水辺空間の有効活用

水辺環境の改善や、ベンチなど休憩施設の充実により、水辺空間を有効に活用する。

◆ 観光資源であるシカの適切な保護・育成のための施設整備

2 4. 飛火野周辺地区の整備

老朽化が著しいシカの管理施設である鹿苑を改修し、観光資源として活用するとともに、周辺環境の改善等を行う。

◆ 立地環境にふさわしい低層の宿泊施設等の整備

2 5. 高畑町周辺地区の整備

奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う上質の宿泊施設等の検討を行う。

◆ 既存イベントの内容充実・改善

2 6. 奈良公園のあかりを用いた誘客イベント等の継続実施

主催者と連携を図り、内容の充実や改善を行う。

◆ 新たなイベントの企画と実施

2 7. 奈良公園の魅力を活かしたイベントの企画・実施

奈良公園の魅力を活かした新たなイベントの企画と実施を行う。

◆ イベント支援機能を有する施設整備

2 8. イベント支援施設の整備

イベントを支援する施設を整備する。

■ 基本方針の実現に向けた施策・事業

利活用

(4)

◇ コンベンションによる振興

◆ 魅力あるコンベンション機能の充実のための施設整備

29. 新公会堂周辺地区の整備

新公会堂とシルクロード交流館を一体化させて、国際会議場としての収容力を高めるなどコンベンション機能の充実、強化等を行う。

◇ 周遊環境の向上

◆ 来訪者に配慮したトイレの整備

30. トイレの整備

誰もが利用可能で清潔感あふれるトイレを整備し、周遊環境を向上させる。

◆ 夜間の安全性の向上

31. 照明施設の整備

来訪者の安全性の確保を図るため、照明施設の整備を行い、周遊環境を向上させる。

◆ 周遊を支援する休憩施設等の整備

32. 県庁舎周辺地区の整備

奈良公園へのゲートウェイとなる県庁舎等での飲食・物販機能などを強化させ、周遊環境を向上させる。

■ 基本方針の実現に向けた施策・事業

利活用

◇ 来訪者の満足度の向上

(5)

◆ 旅行商品等の企画・実施

33. 社寺と連携した滞在型観光商品の企画・実施

社寺と連携した滞在型観光商品の企画・実施を行い、来訪者の満足度を向上させる。

◆ 魅力的なおみやげの企画・実施

34. 鹿サポーターズクラブ等と連携した鹿のおみやげ企画・実施

鹿サポーターズクラブ等と連携した鹿のおみやげの企画及び販売促進を行い、来訪者の満足度を向上させる。

◆ 便益施設の充実

35. 飲食・物販施設の使用許可の見直し

空き店舗や更地などが、にぎわいの低下にならないよう、飲食・物販施設の使用許可の見直しに取り組む。

◇ 情報発信と享受

◆ 奈良公園への来訪による魅力の享受と意識の向上

36. 修学旅行生の誘致

奈良公園への来訪により、奈良公園の魅力に触れてもらうため、修学旅行生を積極的に誘致する。

37. 奈良公園の解説の充実

奈良公園の解説の充実による魅力の享受と意識の向上に取り組む。

◆ 奈良公園の魅力の積極的な情報発信とその機会の増大

38. 情報発信・共有システムの構築

テレビやラジオなどのマスコミ、インターネット、雑誌など様々な媒体を活用した広報に積極的に取り組み、奈良公園の魅力をあますことなく全国に発信する。

39. 県外キャンペーンの実施

県外キャンペーンを実施し、奈良公園の魅力を全国に発信する。

基本方針の実現に向けた施策・事業

取組体制

◇ 関係者の総力の結集

40. 社寺、民間・NPO、関係行政機関との連携

奈良公園周辺の社寺や奈良公園に携わる民間、NPO、関係行政機関が一体となって施策を実施するため、関係者が連携し、総力を結集する。



トータルマネジメントによる総力の結集イメージ

◇ 施策の推進

41. 県民や来訪者等への意見聴取

必要に応じてパブリックコメントや地元説明会、アンケート調査など県民や来訪者等への意見聴取を行う。

42. PDCAサイクルの確実な実施

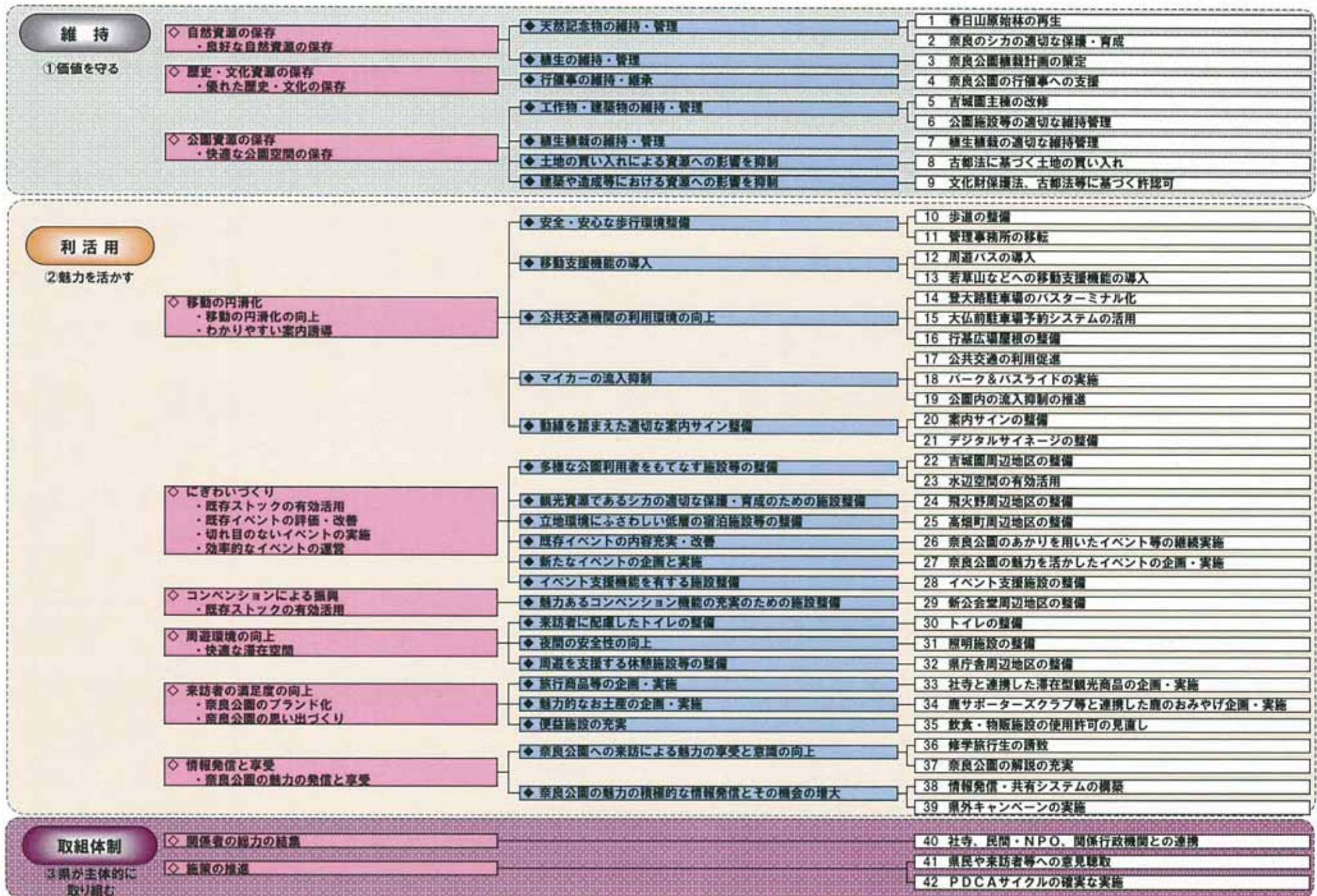
PDCAサイクルを導入した施策のマネジメントが可能な仕組みづくりに取り組む。



PDCAサイクルのイメージ

「奈良公園基本戦略」（参考資料）

奈良公園の施策・事業の体系図



奈良公園の現状

●春日山原始林への外来種の侵入



写真：春日山原始林への外来種ナンキハゼの侵入

●「奈良のシカ」の交通事故が多発



図：シカの死亡要因(H23)

●施設の老朽化が進行



写真：老朽化が進行する鹿苑の外周柵

●低未利用地、未活用の建物が散在



写真：高畑裁判所跡地周辺の低未利用地



写真：有効活用されていない吉城園主棟

●観光バスによる渋滞が発生、ベンチ等の施設の老朽化が進行
遠方施設を中心に十分に観光ができていない



写真：園内の渋滞状況



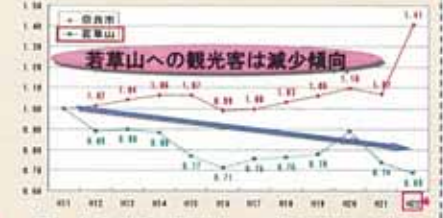
写真：ベンチの老朽化



●夏・冬の観光客数が少なく、若草山への入山者は減少傾向
平城遷都効果で日帰り客数は伸びたものの、宿泊客数は伸び悩み



図：奈良市への観光客の推移（季節別）



図：奈良市及び若草山への観光客数の推移（H11を1.0とした場合の伸び）



図：奈良市への観光客数の推移（日帰・宿泊別）



図：主要観光都市の観光客の推移（H13を1.0とした場合の伸び）

●不十分なコンベンション施設容量

多目的に利用できる
中小規模の会議室が不足



写真：新公会堂でのコンベンション開催状況

表：新公会堂と他の国際会議場の施設比較

種別	新公会堂 (奈良市)	淡路夢舞台 国際会議場 (淡路市)	神戸国際 会議場 (神戸市)	北九州 国際会議場 (北九州市)
メインホール 収容人数	510人	600人	692人	585人
レセプション ホールの有無	○	○	○	×
イベントホール の有無	×	○	×	○
中規模会議室数 (100人以上)	2	3	7	3
小規模会議室数 (100人以上)	4	14	5	4

●不十分な観光情報の発信

宿泊が期待できる
首都圏でメディア
露出が不足



図：各メディアでの奈良県の観光情報提供状況